

水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について

平成22年 3 月 26 日 21水港第2630号
最終改正 平成31年 3 月 27 日 30水港第2592号

第 1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付21水港第2631号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の別表1に掲げる事業とする。

第 2 事業の内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の内容等は以下のとおりとする。

1 離島漁業再生支援交付金

（1）特認離島について

ア 市長村長は、特認離島の認定を要する場合は、都道府県知事に対して認定申請を行う。

イ 都道府県知事は、別記1のガイドラインに基づいて、特認離島の審査を行う。

ウ 都道府県知事は、特認離島を認定したときは、その旨を別記様式第1号により、速やかに水産庁長官に通知する。

エ その他

（ア）「本土」とは、北海道、本州、四国及び九州をいう。

（イ）「航路距離」とは、離島と本土（架橋により本土と結ばれている離島を含む。）を結ぶ定期航路の距離をいう。

（2）市町村離島漁業集落活動促進計画（以下「促進計画」という。）

ア 促進計画の策定単位

促進計画は原則として市町村単位で策定するが、必要があれば同一市町村内で複数の促進計画を策定する。また、複数の市町村の領域にまたがって漁業再生活動を行うことが適切であると認める場合は、複数の市町村が共同で促進計画を策定する。

イ 促進計画の内容

促進計画の内容については、別記様式第2号に倣い、次の事項を記載する。

（ア）実施要領第2の1の（1）のエの（ア）のaの「趣旨」については、市町村の現況、交付金を実施する意義、促進計画に定める項目等について記載する。

（イ）実施要領第2の1の（1）のエの（ア）のbの「対象地域、対象漁業集落、海岸線延長及び地域の漁業の現状」については、実施要領第2の1の（1）のウのうち、当該市町村内の対象地域（一般・特認の区別、平水区域内外の区別及び航路距離を付記）、漁業集落、海岸線延長及び地域の漁業の現状に

について記載する。なお、海岸線延長については、実施要領第2の1の(1)のオの(ア)の対象漁業集落別の海岸線延長を記載し、定義等については次のとおりとする。

a 定義

海岸線延長とは、対象漁業集落の範囲における最高潮時の海岸線の延長距離とする。

b 単位及び記載方法

対象漁業集落の海岸線延長の単位はk mとし、小数点第1位まで記載し、小数点第2位を四捨五入する。なお、海岸線延長が0.1 k mに満たない対象漁業集落は、0.1 k mと記載する。

c 確認方法

各対象漁業集落の海岸線延長は、以下の(a)から(d)までのいずれかにより確認する。

(a) 国土地理院が作成した地形図(2万5千分の1の縮尺が基本)

(b) 海上保安庁がwebサイトで提供する「海洋台帳」を使って計測。なお、計測に際しては構築物は海岸線延長から除く。

(c) 海岸統計(国土交通省水管理・国土保全局海岸室編)

(d) その他の方法で地方自治体が把握している数字

(ウ) 実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のcの「漁業の振興方向に関する目標」については、集落人口、漁業世帯数、漁業経営体数、漁業就業者数、主業的漁家数、漁業生産量、のべ操業日数、漁業生産額、平均漁業所得及び漁場管理活動の回数等定量的指標の中から選択した指標により、適切な目標を複数設定し、目標達成のために必要な漁業再生に向けた取組の方向性等について記載する。

(エ) 実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のdの「集落協定の共通事項」については、実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のcで定めた目標を達成するために、対象漁業集落が集落協定において特に定めるべき事項について記載する。

(オ) 実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のe「集落相互間の連携」については、集落協定の自立的かつ継続的な漁業再生活動の体制整備に資するため、市町村が行う対象漁業集落間の連携支援等について記載する。

(カ) 実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のfの「関係機関との連携」については、市町村及び対象漁業集落と関係地方公共団体、海上保安部、漁業協同組合等の関係機関との連携及び連絡体制について記載する。

(キ) 実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のgの「交付金の使用方法」については、地域の実情を踏まえ、市町村が望ましいと考える使用方法について記載する。

(ク) 実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のhの「集落協定の認定期限」については、速やかに認定することを原則としつつ、地域の実情を踏まえ、市町村が適当と考える期限(期日)を記載する。

(ケ) 実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のiの「実施状況の公表」については、公表内容等について記載する。

(コ) 実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のjの「その他必要な事項」については、交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める実施要領第2の1の(1)のエの(ア)のaからiまで以外の事項について記載する。

ウ 促進計画の認定

(ア) 複数の市町村が促進計画を共同で策定した場合は、各々の市町村が個別に、又は代表市町村が複数の市町村を代表して都道府県知事に認定申請を行う。

(イ) 促進計画の提出を受けた都道府県知事は、対象地域、漁業集落等の記載内容について審査し、適正であると認められる場合は認定する。また、促進計画を認定したときは、都道府県知事は速やかに水産庁長官にその旨を報告する。

(ウ) 都道府県知事から認定を受けた(ア)の代表市町村長は、その他の市町村長にその旨通知する。

(3) 対象漁業集落

ア 実施要領第2の1の(1)のオの(ア)のbの「目的、構成員、役員及び経費等について定めた規約」(以下「規約」という。)は、「〇〇漁業集落規約(別記様式第3号)」に倣い作成する。

イ なお、実施要領第2の1の(1)のオの(ア)の要件を満たしている複数の集落が集まり、一つの対象漁業集落を構成することができる。

(4) 集落協定

ア 集落協定の内容等

(ア) 集落協定の内容については、別記様式第4号に倣い、次の事項を記載する。

a 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(b)の「構成員」については、対象漁業集落の全構成員の氏名を記載する。なお、構成員には漁業再生活動を支援する漁業世帯以外の世帯を含めることができる。

b 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(b)の「協定対象漁業世帯」については、年間30日以上漁業活動を行う者を有する世帯であって、かつ、以下のいずれかの要件を満たしているものをいう。

(a) 対象地域内に居住する世帯

(b) 世帯員が日常的に対象地域に通い、そこを拠点に漁業に従事する世帯

(c) 世帯員が対象地域の地先で漁業権漁業に従事する世帯

なお、一の漁業世帯が、複数の対象漁業集落の協定対象漁業世帯となることはできない。

c 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(c)の「計画期間」については、集落協定を締結した日から原則5年間とするが、これより短い期間を設定することもできる。

d 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(d)の「対象漁業集落の範囲、海岸線延長及び操業水域」については、岬、灯台、海岸線の区域、

沖出しの長さ等を用いて具体的に記載するとともに、海域の図を添付する。ただし、海域の図によって海域の特定が十分になされていれば、前述の岬等の記載を省略することができる。なお、集落協定に記載する海岸線延長は、促進計画に記載されているものを使用する。

- e 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(e)の「対象漁業集落の目標」については、促進計画で定めた市町村の目標と同じ指標を用いて対象漁業集落の目標を記載する。
- f 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(f)の「対象漁業集落の漁業の現状と今後の方向」については、対象漁業集落の漁業の現状を踏まえた、今後の対象とする海域の利用、漁場利用に関する新たな取組を記載する。
- g 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(g)の「基本交付金のうち漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項」については、実施要領第2の1の(1)のオの(イ)のbの(a)から(e)までの行為から対象漁業集落の実態にあった取組を一つ以上(対象漁業集落で現在取組中の国庫支援事業(国庫補助事業又は国の交付金事業)以外のものを一つ以上)記載する。
- h 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(h)の「基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項」については、実施要領第2の1の(1)のオの(イ)のcの行為から、別記2を参考に集落の実態にあった取組を一つ以上(対象漁業集落で現在取組中の国庫支援事業(国庫補助事業又は国の交付金事業)以外のものを一つ以上)記載する。
- i 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(k)の「連絡体制」については、対象漁業集落の代表者及び副代表者等の連絡先(住所、電話番号等)について記載する。
- j 実施要領第2の1の(1)のオの(エ)のaの(1)の「その他必要な事項」については、集落の実情に鑑みて、集落協定に盛り込むことが適当な事項を記載する。

(イ) 集落協定は、平成28年度以降にも締結することができる。なお、集落協定を締結した複数の対象漁業集落が合併した場合は、合併後の対象漁業集落は、次年度以降に新たな集落協定を締結する。(この場合でも交付金の交付は、平成31年度までとする。)

(ウ) 市町村は、対象漁業集落が支払う担当者の報酬や交付事務の委託料については、必要最小限の額となるよう指導する。

イ 集落協定の認定等

(ア) 市町村長に集落協定の認定を申請する対象漁業集落は、「集落協定」に加えて「漁業集落規約」及び協定対象漁業世帯から提出された「漁業所得調書(別記様式第5号)」を取りまとめたものを添付する。

対象漁業集落が複数の市町村にまたがる場合は、集落協定の認定申請は関係する全ての市町村長に対して個別に行う。なお、申請の際は、申請書に他

の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

なお、「漁業集落規約」及び「漁業所得調書」については、集落協定の認定を初めて受けるときには必ず添付しなければならないが、それ以外の場合には必要に応じて添付するものとする。

(イ) (ア) で認定申請を受けた市町村長は、集落協定が促進計画の内容に合致していると認められるときは速やかに認定し、対象漁業集落に通知するとともに、その旨を都道府県知事に報告する。

(ウ) 集落協定の変更

集落協定の変更は、集落協定中に次の a から c までのいずれかの変更があった場合とする。

a 目標の変更

b 漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項の変更

c 漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項の変更

(エ) 集落協定の更新

市町村は、対象漁業集落に対して少なくとも 1 年に 1 回は、集落協定の内容を精査し最新の内容に改めるよう指導する。

(5) 交付額

ア 実施要領第 2 の 1 の (1) のオの (カ) の b の「交付単価及び漁業世帯密度係数」は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 交付単価

a 一般離島

海岸線延長 1 k m 当たり 1 4 7, 0 0 0 円

b 特認離島

一般離島の交付単価に 2 / 3 を乗じた額

(イ) 漁業世帯密度係数

a 漁業世帯密度係数は、対象漁業集落の漁業世帯密度を全国の対象漁業集落の平均漁業世帯密度で除した数とする。なお、全国の対象漁業集落の平均漁業世帯密度は、2. 1 0 (平成 3 1 年度末まで有効) とする。

b 各対象漁業集落の漁業世帯密度係数 (平成 3 1 年度末まで有効) の算定式は、以下のとおりとする。

(算定式)

漁業世帯密度係数 = 対象漁業集落の漁業世帯密度 / 全国の対象漁業集落の平均漁業世帯密度

c 各対象漁業集落の漁業世帯密度の算定式は、次のとおりとする。

(算定式)

対象漁業集落の漁業世帯密度 = 対象漁業集落の漁業世帯数 / 対象漁業集落の海岸線延長

(a) 「対象漁業集落の漁業世帯数」は、次のものを使用する。

i 平成 2 7 年度から継続して本事業を実施している対象漁業集落は、平成 2 7 年度時の集落協定に記載されていた漁業世帯数

- ii 平成28年度以降に事業を開始した対象漁業集落においては、集落協定締結時に集落協定に記載されている漁業世帯数

(b)「対象漁業集落の海岸線延長」は、以下のものを使用する。

- i 平成28年度以前に本事業を開始した対象漁業集落にあつては、平成28年度時点の海岸線延長
- ii 平成29年度以降に事業を開始する対象漁業集落にあつては、集落協定に記載されている海岸線延長

(6) 離島漁業再生支援交付金の会計経理

ア 証拠書類の保管

都道府県、市町村及び交付金の交付を受けた対象漁業集落は、次の証拠書類を保管するものとする。

(ア) 都道府県及び市町村

- a 予算書及び決算書
- b 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び申請に対する国又は都道府県の回答書類
- c 促進計画及び集落協定の申請書類及び認定書類
- d 対象漁業集落が取得した財産（50万円以上）に係る協議書（市町村のみ）
- e 領収書等交付金の収入・支出を証明する書類

(イ) 交付金の交付を受けた対象漁業集落

- a 集落協定の申請書及び集落協定認定書
- b 活動日誌
- c 金銭出納簿
- d 減価償却資産をリースによらず購入した理由書
- e 財産管理台帳、管理利用計画書及び50万円以上の減価償却資産購入に係る市町村との協議書等
- f 領収書等交付金の収入・支出を証明する書類

イ 会計経理の適正化

市町村は、交付金の交付を受けた対象漁業集落に対して次の指導を行うものとする。

- (ア) 本事業専用の活動日誌を常備し、日単位で活動内容を具体的に記載するとともに、本交付金で購入した物の使用量（使途を含めて）を記載すること。
- (イ) 交付金の経理は、独立した金銭出納簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。
- (ウ) 交付金の支出は集落協定に規定した内容に基づき行い、支払の都度、対象漁業集落名と使途が記載された領収書を受領しておくこと。見積書又は請求書についても同様の記載がなされたものを受領しておくこと。
- (エ) 金銭の出納は全て金銭出納簿に記録すること。また、金融機関に独立した専用の口座を設け、原則として金銭の出納はこの口座を通じて行うこと。
- (オ) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

(カ) やむを得ず減価償却資産を購入した場合は、リースによらず購入した理由書を作成し保管すること。

(キ) 50万円以上の減価償却資産を購入する場合は、必ず事前に市町村長に文書で協議すること。また、当該財産の購入後は管理利用計画を作成するとともに、財産管理台帳を常備すること。

(7) 事務の委託

対象漁業集落は、実施要領第2の1の(1)のアの(ア)に規定する基本交付金(以下「基本交付金」という。)、2に規定する離島漁業新規就業者特別対策交付金(以下「特別交付金」という。)及び3に規定する特定有人国境離島漁村支援交付金(以下「支援交付金」という。)に係る事務の一部又は全部を漁業協同組合又はその他の者に委託することができるものとする。なお、当該委託に要する費用は必要最小限の額に留めるものとする。

(8) 基本交付金の交付方法

ア 国は、実施要領第2の1の(1)のオの(カ)のbの交付限度額の範囲内で都道府県に基本交付金を交付する。

イ 都道府県は、国の交付額と都道府県の負担額を合計した額の範囲内で市町村に交付金を交付する。

ウ 市町村は、都道府県の交付額と市町村の負担額を合計した額の範囲内で対象漁業集落に交付金を交付する。

また、市町村は、証拠書類等に照らして適正な支出であると確認できたものに限って、交付金を交付する。

なお、消耗品については、購入金額と使用量を金額に換算したもののいずれか低い金額を交付対象とする。

(9) 離島漁業再生支援推進交付金

実施要領第2の1の(2)のアの離島漁業再生支援推進交付金の対象経費は、別記3のとおりとする。

2 離島漁業新規就業者特別対策交付金

(1) 市町村離島漁業集落活動促進計画への追加

市町村は、次のアからウまでに新規就業者対策に係る取組についても記載する。

ア 「漁業の振興方向に関する目標」

イ 「交付金の使用方法」

ウ 「実施状況の公表」

(2) 交付金の会計経理

交付金の会計経理は、1の(6)に準じて行う。

(3) 留意事項

漁業協同組合が貸与する漁船等は、漁業協同組合の責任において事前に十分な修理・修繕が行われたものでなければならない。

なお、新規就業者の二親等以内の親族が所有していた漁船等はリースの対象とならないので、十分確認すること。

(4) 事務の委託

事務の委託は、1の(7)による。

(5) 特別交付金の交付方法

特別交付金の交付方法は、1の(8)に準じて行う。また、市町村からの交付金の交付は、原則として新規就業者に漁船等を直接貸与している漁業協同組合又は漁業集落に対して行う。ただし、新規就業者に漁船等を直接貸与した漁業集落の同意がある場合は、市町村は漁業集落に漁船等を貸与した漁業協同組合に対して交付金を交付する。

3 特定有人国境離島漁村支援交付金

(1) 雇用創出活動を行う漁業集落

実施要領第2の3の(5)のイの雇用創出活動を支援する漁業集落の規約は、「漁業集落規約(別記様式第3号)」に倣い作成する。

(2) 市町村離島漁業集落活動促進計画への追加

市町村は促進計画の次のアからウまでに雇用創出活動に係る事項等を記載する。

ア 「漁業の振興方向に関する目標」

イ 「交付金の使用方法」

ウ 「実施状況の公表」

(3) 集落協定への追加

ア 集落協定の内容等

(ア) 対象漁業集落は、次のaからdまでの事項を集落協定に記載する。

a 「雇用創出活動を支援する漁業集落の代表者及び構成員」については、漁業集落の代表者含む全構成員の氏名を記載する。

b 「雇用創出活動を支援する漁業集落の範囲」については、字、地番等を用いて具体的に記載するとともに、地図を添付する。ただし、地図によって漁業集落の範囲の特定が十分になされていれば、記載を省略することができる。

c 「雇用創出活動の取組内容」については、次の事項を記載する。

(a) 雇用を創出するための取組については、雇用創出活動を支援する漁業集落名、被支援者の氏名、現在の職業又は業種、具体的な取組内容及び雇用計画を記載する。

(b) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備については、雇用創出活動を支援する漁業集落名と具体的な取組内容を記載する。

d 「連絡体制」については、雇用創出活動を支援する漁業集落の代表者、被支援者の連絡先(住所、電話番号等)を記載する。

イ 集落協定の変更等

(ア) 対象漁業集落は、本事業を集落協定に追加記載した場合は、市町村長に集落協定の変更申請を行い、変更認定を受ける。

(イ) 集落協定の市町村長への変更申請は、次のaからdまでについて変更があ

った場合に行う。なお、変更申請の際は、その他の事項についても変更があれば併せて訂正する。

- a 雇用創出活動の取組内容
- b 雇用創出活動を支援する漁業集落の範囲
- c 漁業集落の代表者
- d 雇用を創出するための取組を行う被支援者に関する事項

(4) 交付対象経費

ア 支援交付金の交付対象経費は、別記4のとおりとする。

イ 事業拡大を行う場合における支援交付金の交付対象経費は、事業拡大に伴い新たに発生した経費に限る。

(5) 支援交付金の会計経理

支援交付金の会計経理は、1の(6)に準じて行う。なお、雇用創出活動にあつては、市町村は、本交付金の支援対象に限った支出であることが容易に判別できる領収書等（例えば、船名、店舗名等の記載があるもの）を受領するよう、被支援者を指導する。

(6) 支援交付金の交付方法

支援交付金の交付は、1の(8)に準じて行う。また、市町村は、証拠書類等に照らして、適正な支出であると確認できたものに限って、交付金を交付する。なお、消耗品については、購入金額と使用量を金額に換算したもののいずれか低い金額を交付対象とする。

4 水産業改良普及事業

(1) 普及指導員の設置について

実施要領第2の4の(8)に規定する普及指導員（以下単に「普及指導員」という。）を設置する場合の在職期間が12ヵ月に満たない場合の取扱いは、次のいずれかに該当するときは、年間に1名設置されたものとする。

ア 年間を通じ、1人の普及指導員が延べ6ヵ月以上在職する場合

イ 年間を通じ、前任者の在職期間に加え2人以上の普及指導員の在職期間が延べ6ヵ月以上に達する場合

(2) 運営指針について

実施要領第2の4の(3)のアの運営指針は、次のとおりとする。

ア 普及指導体制の整備に関する基本的事項

(ア) 普及指導員室の設置

- a 普及指導員は、水産業普及指導員室（以下「普及指導員室」という。）に置く。
- b 普及指導員室には、必要に応じて総括者となる普及指導員を置くことができる。
- c 都道府県は、普及指導員室の担当区域を定めるものとする。
- d 普及指導員室の担当する区域は、行政区域、漁業生産活動の実情及び交通条件からみて適当な範囲を設定するものとする。
- e 漁業生産活動の実情に照らして効率的と判断される場合には、普及指導

員室の担当区域を超えた普及指導員の活動を妨げない。

- f 普及指導員室は、試験研究機関等との連携を密にし、普及内容の高度化・合理化を図るとともに、沿岸漁業者等に対して効率的な普及指導を行う体制を整えるものとする。

(イ) 普及指導員の設置

- a 都道府県は、近年の沿岸漁業等を取り巻く情勢の変化に対応し、沿岸漁業等の振興を図るため、必要な普及指導水準の確保と効率的な普及活動の推進に支障が生じることのないよう、適当な人数の普及指導員を設置するものとする。
- b 都道府県は、沿岸漁業等の振興を図る上で、普及事業の必要性が高い地域への重点配置を行う等普及指導員の適正配置に留意するものとする。

(ウ) 水産業革新支援専門員の配置等

a 水産業革新支援専門員の配置

普及事業の強化を図る観点から、都道府県は、水産業革新支援専門員（都道府県において他の名称も使用できるものとする。以下「革新支援専門員」という。）を配置するよう努めるものとする。

b 革新支援専門員の選定基準

都道府県は、実施要領第2の4の（8）に規定する普及指導員の任用資格を有する者の中から、次に掲げる要件を全て満たす者又は平成16年度以前の水産業専門技術員資格試験合格者を革新支援専門員として選定するものとする。

- (a) 普及指導員室等における普及指導、試験研究機関等における研究、本庁等における行政、漁業者研修教育施設（都道府県が運営する漁業研修所等漁業者の職業訓練施設をいう。以下同じ。）等における教育の経験等が通算して7年以上あり、原則として、普及指導の経験が3年以上あること。

- (b) 水産業に関する広い知見や関係機関等の調整力があること。

c 革新支援専門員の業務内容

革新支援専門員は、次に掲げる業務を行うものとする。また、革新支援専門員の業務は、実施要領第2の4の（6）に規定する普及指導員の職務に含まれるものとする。

- (a) 研究機関、教育機関及び行政機関（国、他の都道府県等）等との連携の企画、調整及び推進による政策課題への対応
- (b) 普及指導活動の総括・指導、効果的・効率的な普及指導のための総合的な企画調整・推進
- (c) 普及指導員の能力向上、普及指導活動の改善等普及方法の高度化
- (d) 先進的な漁業者（新たな取組にチャレンジする漁業者や経営改善を加速化しようとする漁業者等をいう。以下同じ。）の求める高度かつ専門的な相談・支援

d 高度相談・支援体制の整備

通常の普及指導では十分な対応が困難な、先進的な漁業者の求める高度かつ専門的な技術や知識に関する相談・支援については、革新支援専門員が中心となり対応することとし、相談窓口の設置等体制の整備に努めるものとする。なお、相談・支援対応に際しては、必要に応じ普及指導員室その他適切な機関等と連携する等漁業者の相談・支援に適時・適切に対応できるよう配慮するものとする。

イ 普及活動の効率化に関する基本的事項

(ア) 取り組むべき課題の重点化

普及事業の一層の効率的実施のためには、地域の水産業の実情を踏まえて活動内容を整理し、取り組むべき課題の重点化を図ることが必要である。

a 意欲のある担い手の確保・育成

漁業生産の担い手の育成のためには、漁業者に対する技術の普及及び経営の指導を継続して行うほか地域づくりや人づくりの観点から支援することも必要である。このため、後継者・新規就業者の漁業への就業を容易にするための地域における合意形成や青年・女性層を中心とした漁業者層が新たな取組を行うための支援が必要である。こうしたことから、

- (a) 新規就業者の受入れ、意欲と能力のある担い手の育成に当たっては、地域の合意形成のため、漁業者間の合意形成、市町村、漁協等の連絡調整など漁業者・地域への意識の啓発に積極的に関与することが望ましい。また、円滑な就業促進のため、全国及び地域の漁業就業者確保育成センターと情報共有する等関係機関と緊密に連携することが重要である。
- (b) 漁家の経営改善の観点から経営の向上に関する情報の収集・分析や、その具体化に向けた方策の検討を通じた漁家への指導が求められている。これらの指導と併せて、各種水産施策の活用、技術的支援等を行うことが重要である。
- (c) 漁業士（優れた青年漁業者、漁村女性及び優れた漁業経営を行い漁村青少年の育成に指導的役割を果たしている漁業者について、都道府県が定めた基準に従い、知事が認定した漁業士等をいう。以下同じ。）等のように、浜のリーダーとなる人材を積極的に育成することが重要である。
- (d) 漁村地域社会の活性化に大きな役割を果たすことが期待される漁村の女性が意欲と能力を発揮できる地域社会の形成に向け、意識啓発等の取組を推進し、女性の漁業経営への参画や漁村の女性の起業活動等の取組を支援することが重要である。
- (e) 水産関係高校、漁業者研修教育施設、漁協等との連携を密にし、生徒の漁業現場での実習を実施するなど、将来における地域の漁業の担い手を育成することが重要である。

b 水産物の生産から消費に至る取組の展開

水産物の安定供給を図るため、漁業・漁村の6次産業化を通じた産地の水産業の強化の取組や、生産・加工・流通・消費の各段階における多様な

取組が必要である。また、消費者の「魚離れ」が依然として進行する中、漁業者の経営安定のためには生産した水産物の消費拡大に資する多様かつ粘り強い取組が必要である。こうしたことから、

- (a) 漁業・漁村の6次産業化を推進するため、地域の漁業者等による6次産業化の取組に向けた計画づくり、新商品開発や販路開拓などの取組への支援が重要である。
- (b) 消費者に対して安全で安心な水産物を供給するため、生産や加工の工程を適切に管理して安全を確保する取組が必要である。例えば、養殖業における養殖生産工程管理手法（GAP手法）や、水産物加工場におけるHACCP手法の導入等の取組が効果的である。
- (c) 一般に、鮮魚介類は鮮度が落ちやすく、鮮度保持のための関係者への指導が重要である。このためには、漁業者への指導及び技術的支援だけでなく、流通業者の協力を得る取組も行うことが望ましい。
- (d) 食の外部化・簡便化、安全・安心志向、健康志向といった水産物の消費形態の変化に対応し、消費者ニーズに対応した商品の開発等により水産物の新規需要を開拓することが可能と考えられる。また、漁獲物の地産地消を推進することにより、地元消費者の支持を得ることも重要と考えられる。このためには、水産物消費動向や消費形態を注視し、流通業者や加工業者とも情報交換を行い、関係者間の合意形成を図ることが望ましい。
- (e) 水産物の消費拡大を図るには、水産物摂取のメリット等に関する国民の理解の促進、水産物の調理方法の普及等が重要であり、学校給食における水産物利用の拡大や、家庭での調理のしやすさを念頭においた料理教室の実施等、効果的な魚食普及の実施を心がけることが望ましい。

c 資源管理、つくり育てる漁業及び漁場環境保全のための意識啓発及び技術普及

資源状況が低位水準にとどまっている魚種や資源水準が悪化している魚種が多く見られる中、漁業者・試験研究機関・行政が一体となり取り組む資源管理指針・資源管理計画を推進する等、資源状況等に即した適切な資源管理等をより一層推進する必要がある。このため、

- (a) 漁業者自らによる資源管理の取組が成果を上げるには漁業者との信頼関係に基づく普及指導員の指導が重要であり、関係機関と連携し粘り強い指導を行い、漁業者の資源管理意識の醸成を図る必要がある。その際、漁獲減の影響を最小限のものとするよう、漁獲物の付加価値向上策や代替漁法の導入を提案する等、漁業者が意欲的に資源管理に取り組めるよう総合的な支援を行うことが望ましい。
- (b) 栽培漁業について、資源管理と連携した放流事業を推進するため、地域間の連携強化による適地・適時での効率的な放流を行う等、効率的な実施に取り組む必要がある。
- (c) 漁業生産力の維持及び発展の観点から環境保全型漁業への取組が一層

必要となっていることから、沿岸域の環境保全に寄与するため、養殖業における漁場改善、藻場・干潟等の保全等漁場環境保全に対する啓発、支援等の取組を行う必要がある。

(d) これらの取組は、近隣の複数県が足並みを揃えなければ効果の発現が期待できない場合もあることから、都道府県の範囲を超えた広域的な取組を推進することが望ましい。

d 東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援

被災地域等における水産業の復旧・復興に向けた支援を行うこととする。特に、単なる現状復旧にとどまらない新たな復興の姿を目指す観点から、将来の漁業・漁村の姿を見据え、経営や施設利用の協業化・共同化、6次産業化、漁船や各種施設の省エネ化・高効率化、エネルギー自立型システムの構築の推進等他の地域のモデルとなるような取組を積極的に支援することが望ましい。

(イ) 普及活動の対象者の重点化

普及活動を効果的かつ効率的に行うため、引き続き、地域漁業の中核となる意欲と能力のある漁業者層に普及対象者の重点化を図るものとする。

また、漁業士、青年漁業者が中心となって漁業経営改善のための意欲的な取組を行うグループや漁村女性等のグループ等、意欲のある漁業者等の組織化を推進することが、担い手の育成の重点化・効率化の観点から望ましい。

(ウ) 活動の高度化のための体制・方法の改善

取り組むべき課題や対象者の重点化に対応して、普及事業を効率的及び効果的に実施することができるよう、以下の観点から関係機関等との連携や活動体制や活動方法について改善を図ることが望ましい。

a 試験研究機関（国立研究開発法人等を含む。）との連携強化

(a) 試験研究機関との連携強化と普及指導員の指導力の強化

- ・普及指導員室及び試験研究機関における目標の共通化
- ・普及指導員と試験研究機関との間の新技術や漁業者ニーズの効率的な情報交換
- ・知識及び経験の豊かな普及指導員の任用
- ・普及活動に必要な研究成果の共有

(b) 漁業現場に即応した応用分野へのシフト

- ・基礎的・先導的研究の評価、推進及び情報提供機能の充実
- ・試験研究機関による実用型研究の成果の定着

b 教育機関との連携強化

- ・水産関係高校、漁業者研修教育施設等が行う教育・訓練と漁業現場の連携
- ・国立研究開発法人水産研究・教育機構その他大学等との情報や知見の交換

c 行政機関（国・都道府県・市町村）との連携強化

- ・国の重要政策や施策の展開方向に沿った普及指導活動の実施

- ・全国的な普及指導活動の課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等
- ・普及指導員室と行政機関（都道府県及び市町村）における目標の共通化
- ・関連水産行政施策の漁業者等による活用の支援
- ・農山漁村における男女共同参画推進担当職員との連携の強化
- d 普及指導員の活動の高度化のための支援
 - ・普及指導員室による国の普及情報データベース、国立研究開発法人水産研究・教育機構等の研究情報の利用
 - ・普及指導員室による情報集積・発信機能の充実

e 民間等の役割分担とその活用

（a）漁業協同組合との連携

漁協の役割が発揮できるよう、普及指導員室と漁協との連携による情報の提供及び交換を行いながら普及指導活動を展開する。特に、漁業者への経営指導等の面では、漁協との連携が有効と考えられる。この場合において、個別漁家の経営指導は漁協が行い、普及指導員は、国や県の政策展開に基づき地域の全体的な経営改善方策を行う等の役割分担も可能である。

（b）漁業士との連携

漁業士と普及指導員との連携体制の充実強化を図るとともに、新規就業者や若年漁業者への漁ろう技術等の指導をはじめ、水産業研修教育充実の観点から、学校及び地域における水産業教育に対する支援を行うこととし、その指導を漁業士の役割と位置づけ積極的に活用することが有効である。この場合において、漁業士はこれらの指導等を直接的に行い、普及指導員は関係者間の調整・調和を図る等の役割分担も可能である。

ウ 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

- （ア）普及指導員の年齢、普及活動に対する習熟度等に応じて必要な指導能力を向上させるため、研修を強化し普及事業の技術水準の向上を図るとともに優れた人材の養成に努めるものとする。
- （イ）研修の実施に当たっては、国が行う研修との関連に留意しつつ、計画的に実施するものとする。
- （ウ）試験研究機関の職員等との人事交流についても積極的に取り組み、資質向上に留意するものとする。

エ その他普及事業の運営に関する基本的事項

（ア）各種行政施策・関係機関等との連携の確保

水産業改良普及事業の特長を活かしつつ、さらにその効果が十分に発揮されるよう、沿岸漁業改善資金をはじめとした制度資金や補助事業等の各種行政施策との連携に努めるものとする。

また、協同農業普及事業や林業普及指導事業との密接な連携の確保についても留意するものとする。

(イ) 高齢漁業者の役割の明確化

豊富な知識・経験や熟達した技術と漁業に意欲を有する高齢者については、後継者の技術指導をはじめ、生涯現役として生きがいを持って漁業地域の活性化に貢献する活動等を支援する。

(ウ) 水産業教育の推進

漁業・漁村への理解を醸成するとともに、将来的に漁業の担い手を確保していく観点から、児童、生徒を対象に漁業体験学習等への取組の推進等、漁業に関する教育の機会を提供することを推進する。

(エ) 時代の要請に即した普及事業の推進

国及び都道府県は、水産業をめぐる情勢の変化、水産政策の動向及び普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の推進に常に取り組むものとする。

(3) 事業実施計画について

ア 実施要領第2の4の(4)に定める水産業改良普及事業実施計画書は、別記5のとおりとする。

イ 実施要領第2の4の(4)の水産業改良普及事業実施計画の変更とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 普及指導員室の設置場所及び数の変更

(イ) 普及指導員の設置数の10%を超える減

(4) 水産業改良普及事業交付金の割当について

ア 国は、水産業改良普及事業実施計画書を審査し、適切であると認める場合には、毎年度予算の範囲内において、都道府県別に交付金の割当を決定する。

イ 交付金の都道府県別割当は、次の基準により行う。

(ア) 当該予算総額の3割は、都道府県の漁業経営体数に応じて配分する。漁業経営体数は、農林水産省統計部調査による。

(イ) 当該予算総額の2割は、各都道府県の海岸線長に応じて配分する。海岸線長は、国土交通省河川局調査による。

(ウ) 当該予算総額の1割は、各都道府県の沿海市町村数に応じて配分する。沿海市町村数は、見直しを行う年の2月1日時点での実勢値を用いる。

(エ) 当該予算総額の4割は、天災のため又は沿岸漁業資源の開発及び管理が不十分なために普及事業を実施することが困難な都道府県及び沿岸漁業発展のために緊急に普及事業を実施する必要のある都道府県に配分する。

(オ) 海岸線長及び沿海市町村数には、漁業法（昭和24年法律第267号）第84条第2項に基づき指定された湖沼の湖岸線長及び市町村数を含む。

(5) 交付金の対象経費について

交付金の交付の対象となる経費及び経費の内容については、別記6のとおりとする。

(6) 実施要領第2の(12)の漁業士は、(2)のイの(ア)のaの(c)に規定する漁業士とする。

5 水産業強化支援事業

実施要領第2の5の(5)の政策目標ごとのメニューの具体的内容については、別記7のとおりとする。

6 水産業競争力強化緊急施設整備事業

実施要領第2の7の(2)のイの事業メニューの具体的な内容については、別記8のとおりとする。

附 則

1 次に掲げる通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、本通知の施行前に旧通知の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

(1) 強い水産業づくり交付金に係るメニューのガイドラインについて（平成17年3月23日付け16水港第3246号水産庁長官通知）

(2) 水産業改良普及事業の運用について（平成17年3月28日付け16水推第1068号水産庁長官通知）

(3) 離島漁業再生支援交付金実施要領の運用（平成17年4月1日付け16水漁第2498号水産庁長官通知）

(4) 離島漁業再生支援推進交付金実施要領の運用（平成17年4月1日付け16水漁第2500号水産庁長官通知）

(5) 特認離島のガイドライン（平成17年4月1日付け16水漁第2499号水産庁長官通知）

2 平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本運用の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

附 則

平成24年度予算に係る改正前の本運用の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成26年3月20日）

1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度予算に係る改正前の本運用の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月9日）

1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。

2 平成26年度予算に係る改正前の本運用の規定により行うとされている事業につい

ては、なお従前の例による。

附 則（平成28年 1 月20日付け27水港第2615号）

- 1 この通知は、平成28年 1 月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うとされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月29日付け27水港第3170号）

- 1 この通知は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている平成27年度予算に係る事業の実施については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 5 月18日付け28水港第843号）

- 1 この通知は、平成28年 5 月18日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている事業の実施については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月11日付け28水港第2197号）

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年 3 月27日付け28水港第3327号）

- 1 この通知は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている平成28年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日付け29水港第3198号）

- 1 この通知は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている平成29年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月 1 日付け30水港第1977号）

この通知は、平成30年11月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月27日付け30水港第2592号）

- 1 この通知は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている平成30年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

(別記1)

特認離島のガイドライン

以下の4項目を一般離島（沖縄本島を除く。）と比較することによって、一般離島に準じる不利性等を有すると判断される離島を特認離島とする。

- 1 地理的・経済的・社会的条件による不利性（(1) から (3) までのいずれかの指標を活用）
 - (1) 消費地までの時間距離が長いこと（例えば、主な出荷先までに要する時間（定期航路＋陸路）が60分以上。）。
 - (2) 航路の運賃及び出荷経路の道路料金が高いこと（例えば、主な出荷先までの普通自動車を使った場合の交通費（船賃＋道路料金）が往復で5千円以上）。
 - (3) 航路の就航率が低い、運行本数が少ない等出荷機会が限定されること（例えば、定期船の運航が1日4便以下、定期船が車両を運搬できない、又は定期船の運航がない。）。
- 2 漁業の現状（(1) から (3) までのいずれかの指標を活用）
 - (1) 好漁場に隣接していること
 - (2) 産卵場又は稚魚の育成場に隣接していること
 - (3) 地域の港が、補給港や避難港となっており、漁業の中継基地であること
- 3 地域における漁業の重要性（(1) または (2) のいずれかの指標を活用）
 - (1) 総従事者に対する漁業従事者の割合が高いこと
 - (2) 総生産額に対する漁業生産額の割合が高いこと
- 4 地域の現状（(1) から (3) までのいずれかの指標を活用）
 - (1) 漁業者の減少率が高いこと
 - (2) 漁業者の高齢化率が高いこと
 - (3) 漁業者一人当たりの漁業生産額の減少率が高いこと

(別記 2)

漁業の再生に関する実践的な漁業生産・加工・流通・交流等に関する取組の具体例

1 漁業生産に関する取組

- ・タチウオ延縄漁に共同で取り組み、漁場の開拓、新たなエサの開発を行う。
- ・共同で小さな船団を組み、無線で情報のやりとりをして漁場の探索を行う。
- ・定置網運搬用の作業船を共同で所有し利用する。
- ・各船に共同で冷却海水装置を導入し、輸送時の魚の鮮度保持を一定にし、共同出荷を図る。
- ・ホタテガイ養殖漁場の水温、クロロフィル量等の把握、成長試験を共同で実施する。
- ・共同で産卵礁の造成を実施する。
- ・板ワカメ養殖・収穫・加工分業体制の取組を行う。
- ・岩ガキ筏タイプ養殖について共同での導入を行う。

2 出荷に関する取組

- ・氷詰め方法を統一し、共同でブランド名をつけ出荷する。
- ・ホタテガイ出荷サイズを均一化し、共同出荷を行う。
- ・選別・出荷作業の省力化のための共同利用機器等の整備を行い共同で出荷を行う。
- ・海水除菌装置を共同で導入・利用し、共同で出荷を行う。
- ・活魚車の導入による共同活魚出荷を行う。

3 加工に関する取組

- ・小エビやイリコ等の雑魚類を利用したせんべい加工の取組を行う。
- ・ウニのむき身作業を共同で実施する。
- ・カキの剥き、パッキング、出荷を共同で実施する。
- ・ノリの陸上での乾燥作業を共同で実施する。
- ・コンブの陸上での乾燥作業、製品づくりを共同で実施する。
- ・サワラの血抜きのマニュアル化で高付加価値化を実現する。

4 交流に関する取組

- ・共同で産直市での販売を行う。
- ・共同でインターネットを使った販売を行う。
- ・共同で体験漁業活動を実施し、水産物の普及を図る。
- ・共同で販売促進機材（チラシ、のぼり等）の制作により、共同販売を行う。
- ・共同で観光業や加工業との連携を図る。

(別記3)

離島漁業再生支援推進交付金の対象経費

1 都道府県推進事業

区 分	内 容
謝 金 賃 金 印 刷 費 会 議 費 旅 費 連 絡 費 賃 借 料 消 耗 品 費	委員等謝金 臨時雇用賃金 資料等印刷費 茶菓等購入費、会場借料等 委員等出席旅費、指導・調査旅費、連絡旅費 郵送料等 自動車、パソコン等賃借料 消耗品購入費

2 市町村推進事業

区 分	内 容
謝 金 賃 金 印 刷 費 会 議 費 旅 費 連 絡 費 賃 借 料 消 耗 品 費	委員等謝金 臨時雇用賃金 資料等印刷費 茶菓等購入費、会場借料等 委員等出席旅費、指導・調査旅費、連絡旅費 郵送料等 自動車、パソコン等賃借料 消耗品購入費

(別記4)

特定有人国境離島漁村支援交付金の対象経費

1 雇用を創出するための取組

区 分	内 容
a 設備費、改修費又はこれらに係る減価償却費 ^(注) (注) 本事業着手後に購入した資産に係るものに限る。	・事業の用に供する機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、借料 (設置費、据付工事費を含む。)又は減価償却費 ・事業の用に供する建物及び建物附属設備の取得費又は改修費(建物と住居等が明確に分かれているものに限る。) ・上記設備導入に伴って要する解体・処分費 ・新たな漁業の用に供する漁船・漁具等の取得費・改修費又は減価償却費
b 増員した従業員に必要な備品購入費又は借料	・増員した従業員に必要な備品の購入費又は借料(設置、据付工事を含む。)
c 広告宣伝費	・広告掲載費、ホームページ・パンフレット製作費、DM製作・配布・郵送費 ・商品の出店料、プロモーション等の販売促進費
d 店舗等借料	・船舶・店舗・事業所の借料(店舗・事業所については、住居等と明確に区分されているものに限る。)
e 人件費	・起業及び事業拡大に必要な事業専従者給与(ただし、支援対象は1人に限り、配偶者は対象としない。また、起業を行う離島が属する都道府県庁所在地の年平均勤労者の所得を限度額とする。) ・起業及び事業拡大に必要な従業員の給与(事業拡大の場合は、事業拡大に伴い新たに雇用する者のみを対象とする。被支援者である法人の代表者と生計を一にする親族の給与又は賃金については、前述の事業専従者と同じ扱いとする。) ・起業及び事業拡大に必要なパート・アルバイトの賃金(被支援者である法人の代表者と生計を一にする親族の給与又は賃金については、前述の事業専従者と同じ扱いとする。)
f 島外からの事務所移転費	・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費、その他移転を促進するための諸経費
g 従業員の資格取得・講習受講経費	・従業員の資格取得・講習受講(小型船舶免許、クレーン技師等)に係る経費
h 燃油費(船舶が使用するものに限る。)	・事業の用に供する船舶の運航に係る重油、軽油等の燃油費
i 漁業及び養殖業に要するえさ代、種苗代、氷代、魚箱代、市場手数料、倉庫等保管経費。光熱費については陸上養殖に限る。	・漁業及び養殖生産に要するえさ代 ・養殖生産に要する種苗購入代金及び母貝・親魚・原藻の購入代金(真珠の核の代金を含む。) ・漁獲物及び養殖生産物の鮮度保持に必要な氷代 ・漁獲物及び養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要する容器代

	・漁獲物及び養殖生産物を卸市場等で販売する場合に徴収される販売手数料等の経費 ・漁獲物及び養殖生産物を冷蔵庫等で保管するのに要する経費 ・陸上養殖に要する電気、ガス、燃油等の経費（水道代を除く。）
--	--

※事業専従者とは、白色申告又は青色申告を行っている個人事業者と生計を一にしている15歳以上の親族で、当該個人事業者が営む業務に専ら従事（年6月より長い期間）する者をいう。また、本事業の支援対象となる事業専従者の給与は、本事業の支援を受けて新たに起業した事業又は拡大した事業に従事した労務の対価に限られる。なお、事業専従者は「青色事業専従者給与に関する届け出」が税務署に受理されている者又は所得税の確定申告において「白色事業専従者控除」の適用を受けている者に限る。

2 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

区 分	内 容
a 資材費	取組に要する資材の購入費
b 消耗品費	取組に要する消耗品の購入費
c 人件費	取組に要する日当等の人件費
d 借料・損料	取組に要する機材等の借料及び損料
e 雑役務費	取組に要する委託料等の経費
f その他	取組を効果的に進める上で必要と市町村が認めた経費

(別記 5)

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇県（都道府）知事
氏 名 印

平成〇〇年度水産業改良普及事業実施計画書

平成〇〇年度水産業改良普及事業実施計画を下記のとおり作成したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領(平成 22 年 3 月 2 6 日付け 2 1 水港第 2 6 3 1 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 4 の（4）の規定に基づき提出する。

記

1 事業実施の方針

（事業実施の必要性等についての基本的な考え方を簡潔に記述する。）

2 事業実施計画の概要

（1）水産業普及指導員設置計画

設置場所			設置人数	担当区域	担当漁協		担当漁業者グループ		備考
No.	地名	名称			漁協数	組合員数	グループ数	グループ 人 数	
1			人						
2									
3									
4									
合計			人					人	

- （注） 1 本表には、当該年度の 4 月 1 日現在における状況を記載すること。
- 2 水産業革新支援専門員の配置計画がある場合は、設置人数欄にその内数を括弧書きで記載すること。
- 3 担当区域欄には、市町村を記載すること。
- 4 担当漁協及び担当漁業者グループの欄は合計欄のみ記入すること。

（2）普及活動計画

区分	延べ日数	主な内容	備考
管内普及活動	日		
県（都道府）外情報収集活動			
計			

(3) 水産業普及指導員室運営計画

区分	No.	地名	名称	人員	既設 数量	年度整備計画					備考
						自動車		普及活動機材			
					自動車	規格	台数	品名	規格	員数	
水産業 普及指 導員室	1				台		台				
	2										
	3										
	4										
計											

(注) 1 既設数量欄には、本事業により設置したもので稼働している自動車の数を、また、それらの設置年度を括弧書きで記載すること。

2 自動車について整備計画がある場合は、備考欄に新規又は更新の別及び更新のものについては被代車の設置年度を記載すること。

3 自動車については、排気量550～1,600ccライトバンとすること。

(4) 水産業普及指導員研修計画

研修名	参加予定人員	開催予定地	開催予定期間	主な研修課題	備考
計					

3 事業の内容および事業費等

区 分	本年度事業費	前年度事業費	備考
1 普及指導員設置費	円	円	
2 普及指導員活動費			
(1) 旅費			
(2) 四輪自動車設置費			
(3) 普及活動機材費			
(4) ○○費			
計			

(別記 6)

経費	
1 普及指導員設置費	普及指導員の給与として支出する経費のうち次の経費 1 職員手当 (1) 俸給(本俸) (2) 諸手当 ア 期末手当及び勤勉手当 イ 調整手当 ウ 扶養手当 エ 農林漁業普及指導手当 オ 通勤手当 カ 住居手当 キ 寒冷地手当 2 共済費(共済組合負担金のうち長期掛金) 3 災害補償費(公務災害補償費)
2 普及指導員活動費	要綱及び実施要領(以下「要綱等」という。)により、普及指導員の行う巡回指導、情報・資料の提供、普及活動機材の設置、普及指導員の研修の実施(国が実施する研修への派遣を含む。)、沿岸漁業等の従事者等に対する研修会・講習会の開催及び普及活動に必要な調査の実施等に要する経費

(注) 本俸、扶養手当、調整手当、通勤手当、特別手当(期末手当及び勤勉手当)及び住居手当については一般職員の職員の給与に関する法律の規定に準じ、寒冷地手当については国家公務員の寒冷地手当に準じ、公務災害補償費については地方公務員災害補償法の規定に基づき、共済組合長期掛金については地方公務員等共済組合法の規定に基づき、農林漁業普及指導手当については「林業及び水産業の改良普及事業に従事する職員に対する農林漁業普及指導手当の支給について」(昭和39年8月31日付け39林野普第351号農林次官依命通知)の規定に基づくものとする。

(別記 7)

第 1 資源管理目標

メニューの内容及び事業実施主体は、次の表のとおりとする。

メニューの内容	事業実施主体
1 水面利用調整の推進 (1) 資源利用調整推進事業 漁業調整委員会等が資源管理計画に関連する地域及び漁場利用上のトラブル等が広域的に問題となっている地域等に関する実態調査等やその漁場利用調整等に関する関係者間の協議を行うものとする。 (2) 国際漁場隣接地域管理事業 国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理の徹底や外国漁船とのトラブル防止のための操業指導等を実施するため、次の事業を実施するものとする。 ア 水域監視事業 (ア) 北海道が監視船等により監視を行うものとする。 (イ) 北海道の漁業協同組合等が陸上レーダー等により監視を行うものとする（北海道がその経費の 3 / 4 以上を交付する場合に限る。）。) イ 適正操業指導事業 (ア) 北海道以外の府県が入漁指導及び操業状況調査を行うものとする。 (イ) 北海道及び長崎県の漁業協同組合連合会、公益法人等が適正操業指導事業を行うものとする（北海道及び長崎県がその経費の 3 / 4 以上を交付する場合に限る。）。)	都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人、漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合又は漁業協同組合及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものとする。) 北海道 漁業協同組合及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合又は漁業協同組合及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。) 北海道以外の府県 漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合又は漁業協同組合及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。)
2 密漁防止対策の推進 (1) 密漁防止地域対策事業 悪質化、広域化し、実態が多様化する密漁を防止するため、広域な関係者による協議会の開催や密漁監視のための指導講習会を開催するものとする。 (2) 密漁防止普及啓発事業 密漁防止のために看板、のぼり、ポスター	都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は地方公共団体が構成員となる法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。) 都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は地

等の製作及び設置やメディアの活用等による普及啓発を行うものとする。	方公共団体が構成員となる法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。）
(3) 密漁防止監視活動支援事業 効率的な密漁防止の監視活動に必要な資機材（暗視カメラ、無人航空機等）の導入や監視活動の支援（監視員の保険料等）をするものとする。	都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は地方公共団体が構成員となる法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。）

第2 資源増養殖目標

1 メニューの内容

(1) 本成果目標におけるメニューごとの対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、次のとおりとする。

ア ハード事業

タイプ	メニュー名	対象施設	交付率	B/C	下限事業費	実施要件	主な内容
浜の活動再生プラン推進タイプ	養殖施設の整備	養殖施設（養殖施設再配置含む）	定額 (1/2以内) ※1	1以上	500万円(内水面については300万円)	・漁業管理、資源回復、漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。 ・養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。	・魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材
		種苗生産施設（養殖用種苗等、所得向上を目的とした種苗生産施設）	定額 (1/2以内) ※1	1以上	500万円	－	・所得向上を目的に養殖用及び放流用の魚介類等をふ化、育成する施設
	浜の活動環境	養殖場環境管理施設	定額 (1/2以内) ※1	－	500万円(内水面については300万円)	－	・海況観測装置(海上ブイ)、送受信装置等により構成される施設
境	海面資	種苗生産施設	定額	－	500万円	・次のいずれかに該当するもの	魚介類等をふ化、育成する

整備支援タイプ	源増殖施設の整備	(さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの)	(1/2以内)			を対象とする。 ア 既存の施設ではその位置又は能力から見て必要とされる種苗供給が困難な都道府県で実施するもの。ただし、施設の整備の実施箇所の選定のため都道府県等が行う調査の結果が、地理的及び生物的条件から見て適地であると認められる場所で、かつ、既存の施設の補完的な役割を担いいうる場所で実施するもの。 イ 広域回遊性資源を増大させる上で拠点となる施設の整備で、その対象となる魚種について先進県等がその海域全体として実施するもの ウ 既存の施設を利用した増設、改築、合体及び併設により新技術導入等のための施設の整備に係るもの	施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの）
	さけ・ます増殖施設の整備	種苗生産施設（さけ・ます資源の増大を目的としたもの）	定額 (1/2以内)	—	300万円	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去3年連続して1万尾以上であること。	・捕獲、畜養、採卵施設（魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池、採卵室を含む。） ・ふ化施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池壁面整備を含む。） ・飼育管理施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池壁面整備を含む。） ・給排水施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む） ・自動給餌・自動池掃除施設（水流式、ブラシ式等） ・環境負荷低減施設（稚魚の飼育により生じる残餌、糞等処理するための排水処理施設、残滓処理施設、

						沈殿池を含む。) ・海中飼育施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。)
	魚道（さけ・ます資源の増大を目的としたもの）	定額 (1/2以内)	—	300万円	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去3年連続して1万尾以上であること。	取水堰堤等の河川を横断している構造物に設けるさけ・ます類が上流へ遡るための通り道（魚道）の設置。また、魚道の延長、導流堤等の魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）
内水面増殖施設の整備	内水面漁場環境改善	定額 (1/2以内)	—	300万円	・内水面漁業に係るものに限る。 ・漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。	・内水面の漁場環境改善を図るために行う基盤や施設の整備。内水面資源の産卵、育成に適した環境を整備するために行う自然石やネット等の基質の設置、漁場の底質等の改善を目的として堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物等の障害物を除去すること、取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける内水面資源が上流へ遡るための通り道（魚道）及び魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）、ブロック・自然石等（魚礁）の設置
	種苗生産施設 (内水面資源の増大を目的としたもの)	定額 (1/2以内)	—	300万円	・内水面漁業に係るものに限る。	・地先資源の増大を目的として内水面資源をふ化、育成し、放流等に適したサイズまで育成するための施設
	内水面資源増	定額	—	300万円	・内水面漁業に係るものに限	・内水面資源を維持増大・

		殖 関 連 施 設 (種苗生産施設を除く)	(1/2以内)			る。 ・漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。	増殖するための関連施設（給排水施設、給排水等処理施設、種苗採捕施設、病害汚濁防止施設等）及び間接的施設（体験学習・展示施設、遊漁関連施設等）
浜の活力再生プラン推進 イ プ	ノリ養殖競争力強化に資する整備	ノリ高性能刈取船	定額 (1/2以内) ※2	1以上	500万円	－	・ノリ競争力強化のために必要なノリ高性能刈取船
		大型ノリ自動乾燥機	定額 (1/2以内) ※2	1以上	500万円	・原則として規模が10連以上のものに限る。	・ノリ競争力強化のために必要な大型ノリ自動乾燥機 ・附帯施設のみの整備
		大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋	定額 (1/2以内) ※2	1以上	500万円	－	・大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋・浜の活力再生プランの目標達成に必
	その他の活力再生プランで必要となる取組	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設	定額 (1/2以内)	1以上	500万円 (内水面及びさけ・ますについては300万円)	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設に限る。	要となる施設
本体施設に同じ		上記の附帯施設	本体施設に同じ	同左	同左	－	－

イ ソフト事業

メニュー名	実施要件
内水面水産資源の調査・指導	内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために行う次の調査等とする。 (1) 内水面水産資源量調査 河川・湖沼等における内水面水産資源状況の調査 (2) 内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 内水面水産資源へ影響を及ぼしている要因調査、漁場環境の再生に関する施策を実施するために必要な調査・指導
甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき「激甚災害」 として指定された災害による被害又は水産庁長官がその被害の状況から特に必要であると認める災害

資源の復旧	による被害であって、被災前の内水面資源状況についての客観的なデータを有し、都道府県等の公的機関により災害による被害状況を証明できる場合に、内水面資源の復旧のために実施する増殖等に要する経費の支援
養殖生産工程の管理	養殖水産物の危害の未然防止と養殖水産物全般に係る消費者の信頼性の向上を図るために行う次の対策とする。 (1) 養殖生産履歴の記録手法の策定 養殖生産工程の管理のために、事業主体が地域の特性を考慮した対象種ごとの養殖生産履歴の記録手法を策定 (2) 養殖生産履歴の記録手法の普及 策定した養殖生産履歴の記録手法を適正に実践させるための関係者に対する研修会や指導会議の開催並びに啓発及び指導用資料の作成配布等
その他、浜の活力再生プランで必要となる取組	浜の活力再生プランの目標達成に必要な取組に限る。

(2) 沖縄（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規定する沖縄をいう。以下同じ。）において、(1)のアの交付率の欄において※1を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（2／3）とする。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する地域（以下本成果目標において「離島」という。）において、(1)のアの交付率の欄において※2を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（5.5／10）とする。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

(4) 浜の活力再生プランへの位置付け

(1)のアにおけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施主体

本メニューの事業実施主体は、次に限るものとする。

(ア) 地方公共団体

(イ) 地方公共団体の一部事務組合

(ウ) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

(エ) さけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体

(オ) 漁業を営む法人（次のaからcまでを全て満たすものに限る。）

a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。

b 次のi及びiiのいずれかに該当する者（以下「漁業従事者」という。）を5名（事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3名）以上雇用していること。

i 自ら漁業を営む者

ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者

c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。

i 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人

ii i に該当する法人から出資を受けた法人

（カ）水産業の振興を目的として設立された団体又は法人（上記（ア）から（ウ）まで、漁業者（3名以上）が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるもの又は水産庁長官が適当と認めるものに限る。）

イ 受益対象者

漁業者（個人（原則として会社等の被雇用者を除く。）又は法人のうち、事業実施主体が地域の水産業振興の観点から対象施設の利活用を認めることが適当と判断したものに限る。）

ウ 受益数

1の（1）のアにおけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設については、次の（ア）及び（イ）の合計が5以上であること。

（ア）受益戸数

（イ）受益対象者が（1）のアの（オ）又は（カ）の要件を満たすものである場合、当該受益者の雇用する漁業従事者ただし、次に掲げる場合は（ア）及び（イ）の合計を3以上とする。

a 事業実施地域が離島又は沖縄である場合

b 「ノリ養殖競争力強化に資する整備」メニューであって、受益者が養殖するノリ網の合計面積が15,000㎡以上の場合

エ 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

オ 交付の対象とする施設

新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、増設、併設、合体、改築、改修又は古材の利用に係るものを対象とすることができるものとする。ただし、既存施設の一部取り壊し及び復旧に係る経費は対象としないものとする。

また、法令等の違反とならない範囲で費用の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画するものとする。建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上、計画するものとする。

カ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

キ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

ク 交付の対象とならない施設

次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- (ア) 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に係るもの。
- (イ) 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。
- (ウ) 目的外使用のおそれがあるもの。
- (エ) 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附帯事業に必要なものを除く。）等の経費であるもの。
- (オ) 漁業管理及び資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

ケ 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

コ 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

サ 施設撤去費

施設撤去費は、原則として交付の対象としない。

シ 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

ス 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

セ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

ソ 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第3項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

タ 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

(2) 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

ア 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

イ 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

ウ 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

エ 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものであり、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの場合に限り交付の対象とする。

（ア）施設の再生（次のaからcまでの要件を全て満たすものに限る。）

- a 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの
- b 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。
- c 当該施設の利用状況が適切であること。

（イ）施設の省エネ機能整備

施設の稼働に要する燃油、電力等の消費量又は燃油、電力量等の経費が1割以上削減されること。

（ウ）生産規模の拡大等（1の（1）のアのB/Cの欄において「1以上」とした施設の場合であって、次のaからcまでの要件を全て満たすものに限る。）

- a ①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減（併せて施設の稼働経費が削減されること。）、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法、消防法等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のいずれかに該当すること。
- b 新築と比べて整備費の節減が図られること。
- c 当該施設の利用状況が適切であること。

オ 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、1の（1）のアの要件に合致し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。なお、既存部分の扱いは中古品・古材に準ずるものとする。

（3）附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

（4）事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

3 費用・便益分析に関する特別の扱い

1の（1）のアのB/Cの欄において「1以上」とした施設は、採択基準として費用・便益分析（ $B/C \geq 1$ ）であることを要する施設である。

4 融資

（1）事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

（2）都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

- (3) 都道府県知事等は、(1)に基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付要綱別記様式第1号第6に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

5 助成

- (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。
- ア 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。
- イ 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。
- (2) 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

6 附帯事業

(1) メニューの内容

本メニューにおける内容及び交付率については、次のとおりとする。

内容	交付率
1の(1)のアの(ア)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる以下の事業 ①調査・調整活動 ②新たなマーケットの開拓 ③実践的知識及び技術の習得活動	定額 (1/2以内)

(2) 実施基準等

実施基準については、本体事業に準じるものとする。

第3 経営構造改善目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の(1)から(3)までに掲げるものとする。

(1) 漁業共同利用施設の整備

このメニューにおいては、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の取組に位置付けられた漁業者等が行う生産現場の作業の協業化・効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上、燃油コストの削減や省燃油、女性や高齢者の参画等のための施設及び浜の活力再生プランの策定地域における作業の安全性向上、漁業者の資質向上等に必要な施設の整備により、漁村地域の活力の再生を図る。

(2) 加工流通共同利用施設の整備

このメニューにおいては、浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産加工業者又は水産流通業者等が行う加工・流通の作業の協業化・効率化、水産物の衛生管理や付加価値向上のための加工、冷蔵等倉庫及び廃棄物処理施設等の整備により、漁村地域の活力の再生を図る。

(3) 上記(1)及び(2)のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、上記(1)及び(2)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動、地域の実態に合わせた機器改良(施設の維持管理にかかるものは除く。)等を実施する。

2 漁業共同利用施設の整備関係

(1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	交付率	B / C	下限事業費	実施要件	主な内容
浜 の 活 力 再 生 プ ラ ン 推 進 タ イ プ	荷さばき施設	定額 (1/2以内)	1以上	500万円 (事業実施主体 が都道府県の 場合1,500万 円)	・地方卸売市場又は中央卸売市場（卸売市場法(昭和46年法律第35号)に定めるもの）は対象としない。 ・年間取扱量が8,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあっては、3,000 t 以上）の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成31年3月27日付け30水港第2382号水産庁長官通知）に基づき策定する基本計画をいう。以下同じ。）が策定されていること。 ・市場機能を有する場合は、産地市場再編整備計画（水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針（平成13年3月30日付け12水漁第4504号水産庁長官通知）に基づき都道府県が策定する整備計画をいう。）又は卸売市場整備計画（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条に基づく都道府県卸売市場整備計画をいう。）に基づくものであること。	漁獲物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）
	鮮度保持施設	定額 (1/2以内) ※	同上	同上	年間水揚量が8,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあっては、3,000 t 以上）の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
	作業保管施設	定額	同上	同上	同上	水産物の出荷前の一次処

	(1/2以内)				理、漁具等の保管施設
加工処理施設	定額 (4/10以内) ※	同上	同上	同上	漁獲物の加工処理施設
海水処理施設	定額 (1/2以内)	同上	同上	年間水揚量が5,000 t 以上(産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあつては、3,000 t 以上) の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。	漁業生産関連作業に使用する海水の殺菌処理等の施設
蓄養施設	定額 (4/10以内)	同上	同上	同上	漁獲物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設
漁獲物運搬施設	定額 (4/10以内) ※	同上	同上	・年間水揚量が5,000 t 以上(産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあつては、3,000 t 以上) の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。 ・離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船
漁船保全修理施設	定額 (4/10以内)	同上	同上	—	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設
漁業作業等軽労化機能整備	定額 (1/2以内)	同上	同上	—	負担軽減、事故防止、バリアフリー化のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備
燃油補給施設	定額 (1/2以内) ※	同上	300万円	—	燃油補給施設
省エネルギー型施設機能整備	定額 (1/2以内) ※	同上	300万円 (機器の場合200万円)	施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。	—
女性等活動拠点施設	定額 (1/2以内)	同上	500万円 (事業実施主体が都道府県の場合1,500万	—	女性や高齢者の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される施設

				円)		
	小規模漁場施設	定額 (1/2以内)	同上	同上	・事業効果の把握のため必要な情報の収集体制が整っていること。 ・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 ・海藻の繁茂する場の造成にあつては総事業費1億円未満であること。	有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う以下の整備 ・着定基質（自然石、コンクリートブロック等）の設置 ・漁場の底質改善（堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物や雑海藻等の除去（しゅんせつ及び有害生物等の除去）） ・海藻の繁茂する場の造成
	その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	定額 (1/2以内)	同上	同上	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設に限る。	機器、車、船及び宿泊施設を除く。
浜の活動環境整備支援タイプ	水産廃棄物等処理施設	定額 (1/2以内)	1とみなす	同上	—	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
	密漁等監視施設	定額 (1/2以内)	同上	同上	・密漁被害があること。 ・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。 ・地方公共団体が保有する監視船は、交付の対象としない。	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設
	水産情報高度利用施設	定額 (1/2以内)	同上	同上	—	衛星からの海況情報や漁船の安全航行のための無線情報等の送受信施設（陸上の固定局に限る）
	小型漁船事故通報施設	定額 (1/2以内)	同上	同上	—	漁業者落水時の自動通報等の施設（陸上施設部分に限る。）
	漁業研修施設	定額 (1/2又は1/3以内)	同上	同上	・事業実施主体は地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人及び漁業協同組合連合会に限る。 ・建設面積が300㎡を超える漁	漁業、水産資源に関する研修を行うための研修室、会議室等により構成される施設

					業研修施設の交付率は1/3以内とする。	
本体施設に同じ	上記の 附帯施設	本体施設に 同じ	同左	同左	—	—

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する地域（以下2において「離島」という。）において、アの（ア）の交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（5.5／10）とする。

（ア）離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（イ）奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

（ウ）小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあっては、アの（ア）の交付率の欄によらず、定額（2／3）とする。

エ 浜の活力再生プランへの位置付け

アの（ア）におけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

（2）実施基準

ア 一般的基準

（ア）事業実施主体

本メニューの事業実施主体は、次に限るものとする。

- a 地方公共団体
- b 地方公共団体の一部事務組合
- c 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- d 漁業を営む法人（次の（a）から（c）までの全てを満たすものに限る。）

（a）地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。

（b）次の i 及び ii のいずれかに該当する者（以下「漁業従事者」という。）を5名（事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3名）以上雇用していること。

- i 自ら漁業を営む者
- ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者

（c）次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。

- i 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人
- ii i に該当する法人から出資を受けた法人

e 水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記 a から d まで又は漁業者（3名以上）が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。）

（イ）受益対象者

事業の受益対象者は、次の a 若しくは b に該当する個人（原則として会社等の被雇用者を除く。）又は法人のうち、事業実施主体が地域の水産業振興の観点から対象施設の利用を認めることが適当と判断した者に限る。

ただし b は、「荷さばき施設」及びこれらの附帯施設である場合又は「荷さばき施設」の漁業作業等軽労化機能

整備である場合に限り受益対象者とすることができるものとする。

a 漁業者

b 事業の対象となる荷さばき施設において水産物の流通に従事する者

(ウ) 受益数

a 次の(a)及び(b)の合計が原則として5以上であること。ただし、次のbに定める場合にあっては、3以上であること。

(a) 受益戸数

(b) 受益対象者が(ア)のd又はeの要件を満たすものである場合、当該受益者が雇用する漁業従事者

b aのただし書の場合とは、次の(a)及び(b)のいずれかに該当する場合をいう。

(a) 事業実施地域が離島又は沖縄である場合

(b) 中核的漁業者協業体(中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について(平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知)の別紙の第1に定義する協業体をいう。以下同じ。)又は沿岸漁業者経営改善促進グループ(沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等についての指針(平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知)第1に定義するグループをいう。以下同じ。)が受益者となる場合

(エ) 事業実施地域

事業実施地域は原則として陸域においては策定した浜の活力再生プランの対象地域内、海域においては受益者が操業可能な区域内とする。

ただし、漁業及び漁村を取り巻く社会的・経済的状況を踏まえ、これ以外の地域において整備することが適当であると認められるものについては、この限りではない。

(オ) 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。)が5年以上のものとする。

(キ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ク) 交付の対象とならない施設

次のaからfまでのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

a 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に係るもの。

b 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。

c 目的外使用のおそれがあるもの。

d 漁業活動に直接関わる漁船や漁具であるもの。

e 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費(附帯事業に必要なものを除く。)等の経費であるもの。

- f 漁業管理及び資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

（ケ）事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

（コ）資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

（サ）施設撤去費

a 撤去費の基本的な考え方

施設撤去費は原則として交付の対象としない。ただし、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する場合に限り対象とし、具体的には以下のとおりとする。

- （a）ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）で定める排出ガス等の規制に対応しておらず、休止・遊休化している施設について、その跡地に循環型社会に対応した漁村づくり事業実施要領（平成17年3月25日付け16水港第3060号農林水産事務次官依命通知）に基づく循環型社会に対応した漁村づくり事業基本計画により、新たに交付対象施設を整備する場合に限り、施設撤去費を交付の対象とすることができるものとする。

- （b）産地市場の統廃合に伴い発生する旧施設の撤去費のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する施設と同種の施設の撤去に要するものに限り、施設撤去費を交付の対象とすることができるものとする。

- i 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに産地市場の統廃合に伴う施設整備を行う場合にあっては、当該既存施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

- ii 既存施設の改築又は改修による施設整備の場合にあっては、当該改築又は改修により生じる既存施設の撤去費も交付の対象とする。

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第355号）第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

なお、この場合において、処分の承認が得られるまでの間、施設撤去費の執行をしてはならない。これに違反した場合、水産庁長官は実施要領第5の（11）のアの（オ）により通知した交付金の配分を変更できるものとする。

（シ）収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

（ス）他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(セ) 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

(ソ) 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第3項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

(タ) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修及び更新の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

(イ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)のアの(ア)で定める要件のほか、以下のaからcまでのいずれかの場合に限り交付の対象とする。なお、既存部分の扱いは中古品・古材に準ずるものとする。

a 生産規模の拡大等（次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

（a）①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減（併せて施設の稼働経費が削減されること。）、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法、消防法等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のいずれかに該当すること。

（b）新築と比べて整備費の節減が図られること。

（c）当該施設の利用状況が適切であること。

b 施設の再生（次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

（a）著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって中核的漁業者が主に利用する施設であること。なお、中核的漁業者とは、浜の活力再生広域プランにおける中核的漁業者の要件を満たす者とする。

（b）新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

c 施設規模の適正化（次の（a）及び（b）の要件を全て満たすものに限る。）

（a）既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。

（b）施設の効率的な利用計画を事業実施主体が作成し、地方公共団体が承認していること。

（オ）改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、（1）のアの（ア）の要件に合致し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。なお、既存部分の扱いは、中古品・古材に準ずるものとする。

（カ）更新

既存の施設の更新は原則として交付の対象としない。

ただし、漁業環境の変化等により施設の規模等を変更する場合であって、規模等の変更が次のa及びbのいずれかに該当する場合に限り、交付の対象とすることができるものとする。

a （エ）のaの（a）及び（c）の要件を全て満たすもの。

b （エ）のcの要件を満たすもの。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器的なもの）については、特段の衛生管理の向上に資するものを除き交付の対象としない。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

（3）費用・便益分析に関する特別の扱い

（1）のアの（ア）のB／Cの欄において「1とみなす」と記載されている対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

（4）融資

ア 事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

イ 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

ウ 都道府県知事等は、アに基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付要綱別記様式第1号第6に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

（5）助成

ア 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

（ア）事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

（イ）事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

イ 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

(1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については次のとおりとする。

区分	対象施設	交付率	B/C	下限事業費	実施要件	主な内容
浜 の 活 力 再 生 プ ラ ン 推 進 タ イ プ	荷さばき施設	定額 (1/2以内又は1/3以内)	1以上	1,000万円 (事業実施主体が都道府県の場合3,000万円)	・水産物産地市場※のうち卸売市場法第2条第4項の卸売市場（地方卸売市場）に限る。 ・水産物産地市場再編整備計画（卸売市場整備計画）に基づくものに限る。 ・水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画を策定している場合は、交付率1/2以内 ・水産物のEU向け輸出に係る産地の登録のための実務マニュアルに従い、登録を目指すものである場合は、交付率1/2以内 ・それ以外は、交付率1/3以内 ※水産物の卸売のために開設される市場であって、漁船による水産物の直接水揚げ又は陸送による生産地から水産物の搬入を受けて、第1段階の取引を行う市場	水産物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）
	鮮度保持施設	定額 (1/2以内又は1/3以内) ※	同上	同上	・年間取扱量が8,000トン以上の地域では、交付率1/3以内	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
	作業保管施設	定額 (1/2以内又は1/3以内) ※	同上	同上	・年間取扱量が8,000トン以上の地域では、交付率1/3以内	水産物の出荷前の一次処理等の保管施設
	加工処理施設	定額 (4/10又は1/3以内)※	同上	同上	・施設整備後3年以内にHACCP認定を取得する場合、又は施設整備に併せて廃棄物処理を行う機能を整備する場合に限り交付率4/10以内	水産物の加工処理施設
	海水処理施設	定額	同上	同上	・年間取扱量が5,000トン以上	使用する海水の殺菌処理等

	(1/2以内又は1/3以内)			の地域では、交付率1/3以内	の施設
蓄養施設	定額 (4/10以内又は1/3以内)	同上	同上	・年間取扱量が5,000トン以上の地域では、交付率1/3以内	水産物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設
廃棄物等処理施設	定額 (1/2以内)	1とみなす	同上	－	水産物の加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
運搬施設	定額 (4/10以内又は1/3以内)※	1以上	同上	・年間取扱量が5,000トン以上の地域では、交付率1/3以内 ・離島等の条件不利地域を対象	水産物の運搬船
高度流通情報総合管理施設	定額 (1/2以内又は1/3以内)	1とみなす	同上	・年間取扱量が5,000トン以上の地域では、交付率1/3以内	地域内の水産情報、水産流通情報の処理・提供のための施設
加工技術高度化施設	定額 (1/2以内)※	1以上	同上	・都道府県が事業実施主体となる場合に限る。	－
加工流通作業等軽労化機能整備	定額 (1/2以内)	1以上	同上	－	負担軽減、事故防止、バリアフリー化のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する地域（以下３において「離島」という。）において、アの交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（5.5／10）とする。

（ア）離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（イ）奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島

（ウ）小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあっては、アの交付率の欄によらず、定額（２／３）とする。

エ 浜の活力再生プランへの位置付け

アにおける区分欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

（２）実施基準

ア 一般的基準

（ア）事業実施主体

本メニューの事業実施主体は、次に限るものとする。

a 荷捌き施設

(a) 地方公共団体

(b) 地方公共団体の一部事務組合

(c) 水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。以下3において同じ。）

(d) 漁業を営む法人（次のiからiiiまでの全てを満たすものに限る。）

i 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。

ii 次の(i)及び(ii)のいずれかに該当する者（以下「漁業従事者」という。）を5名（事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3名）以上雇用していること。

(i) 自ら漁業を営む者

(ii) 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者

iii 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当しないこと。

(i) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人

(ii) (i)に該当する法人から出資を受けた法人

(e) 水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記(a)から(d)まで又は漁業者（3名以上）が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。）

b その他の施設

(a) 地方公共団体

(b) 地方公共団体の一部事務組合

(c) 水産業協同組合

(d) 漁業を営む法人（次のiからiiiまでの全てを満たすものに限る。）

i 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。

ii 次の(i)及び(ii)のいずれかに該当する者（以下「漁業従事者」という。）を5名（事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3名）以上雇用していること。

(i) 自ら漁業を営む者

(ii) 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者

iii 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当しないこと。

(i) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人

(ii) (i)に該当する法人から出資を受けた法人

(e) 水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記(a)から(d)まで又は漁業者、水産加工業者又は水産流通業者（5名（離島3名）以上）が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。）

(イ) 受益対象者

事業の受益対象者は、個人（原則として会社等の被雇用者を除く。）又は法人のうち、事業の実施により便益を享受する者であって、かつ、水産業の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者（内水面漁業に従事する者も含む。）であること。

(ウ) 受益数

次の（a）及び（b）の合計が原則として5以上であること。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合には、原則として3以上であること。

（a）受益対象者数

（b）受益者が（ア）のaの（d）若しくは（e）又はbの（d）若しくは（e）の要件を満たすものである場合、当該受益者が雇用する漁業従事者

（エ）事業実施地域

原則として、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。

ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

（オ）施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

（カ）交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

（キ）中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

（ク）交付の対象とならない施設

次のaからfまでのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- a 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に関わるもの。
- b 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。
- c 目的外使用のおそれがあるもの。
- d 漁業活動に直接関わる漁船や漁具であるもの。
- e 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附帯事業に必要なものを除く。）等の経費であるもの。
- f 漁業管理及び資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

（ケ）事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

（コ）施設撤去費

本事業による交付金の交付を受けて新たに施設を整備する場合であって、水産物産地市場の統廃合に伴い新たに整備する施設と同種の施設を撤去するときにあつては、当該施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。施設の改築又は改修を行う場合であって、改築又は改修に伴い施設を撤去するときも同様とする。

ただし、撤去しようとする施設が、国の補助金等を受けて整備された施設であつて、その処分について事前の協議、同意等の手続きが必要とされている場合にあっては、必要な手続きが適正に行われたことが確認出来る場合に限ってその撤去に要する費用を交付の対象とする。

(サ) 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（水産物の買取価格の向上、水産加工業者・水産流通業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

(シ) 他の事業等からの切替え

実施中の事業又は既に完了した事業は、自力又は他の事業により助成されている場合にかかわらず、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(ス) 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

(セ) 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法第19条第3項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

(ソ) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

(イ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)のアで定める要件のほか、次のaからcまでのいずれかの場合に限り交付の対象とする。

a 生産規模の拡大等（次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

（a）①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減（併せて施設の稼働経費が削減されること。）、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法、消防法等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のいずれかに該当する

こと。

(b) 新築と比べて整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

b 施設の再生（次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

(a) 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって水産加工業者又は水産流通業者が主に利用する施設であること。

(b) 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

c 施設規模の適正化（次の（a）及び（b）の要件を全て満たすものに限る。）

(a) 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。

(b) 施設の効率的な利用計画を事業実施主体が作成し、地方公共団体が承認していること。

(オ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)のアの(ア)の要件に合致し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器的なもの）については、衛生管理の向上に資するものに限り交付対象とする。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

(1)のアのB/Cの欄において「1とみなす」と記載されている対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

(4) 融資

ア 事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

イ 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

ウ 都道府県知事等は、アに基づく融資を受けるにあたり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付要綱別記様式第1号第6に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

(5) 助成

ア 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

(ア) 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

(イ) 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

イ 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

4 附帯事業

(1) メニューの内容

本メニューにおける内容及び交付率については次のとおりとする。

内容	交付率	実施要件
2の(1)のアの(ア)及び3の(1)のアの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる以下の事業 ①調査・調整活動 ②新たなマーケットの開拓活動 ③実践的知識及び技術の習得活動 ④地域の実態に合わせた機器改良(施設の維持管理にかかるものは除く。)	定額 (1/2以内)	—
2の(1)のアの(ア)の小規模漁場施設の整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる種苗放流等調査事業(種苗放流効果調査、漁獲規制効果調査、造成漁場の生物調査、漁場環境調査等)	定額 (1/2以内)	2の(1)のアの(ア)の小規模漁場施設の整備に附帯する場合に限る。

(2) 実施基準等

実施基準については、本体事業に準じるものとする。

第4 漁港機能高度化目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の(1)から(3)までに掲げるものとし、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の地域において支援を行う。

(1) 機能向上対策

ア 漁港漁場の高度利用のための整備

漁港漁場の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、水産業に係る要請の多様化等に対応しつつ、漁港の効率的な利用に資する施設、漁業活動の軽労化を図る施設、安全で快適な漁港環境形成に資する施設、漁港漁場の機能改善を図る施設等の整備を行うものとする。

(ア) 利用向上施設

漁港の効率的な高度利用を図るため、漁港の静穏水域や漁港施設用地等を活用し、当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇の適切な収容及び離島航路や定期船など漁船以外の船舶の離発着に必要な第4の2に掲げる施設を整備する事業とする。

(イ) 環境改善施設

漁港等の安全性の向上と就労環境の改善を図り、美しく快適な漁港環境の形成を図るために必要な第4の2に掲げる施設を整備する事業とする。

(ウ) 機能改善施設

小規模な改良等により当該漁港の機能や当該漁場の増産効果の向上を図るために必要な第4の2に掲げる施設を整備する事業とする。

イ 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

漁業地域の活性化を目指し、漁村特有の地域資源を活用した海業支援施設、自然エネルギーの利用や省エネ化の促進を図る施設、文化的歴史的な景観保全に資する施設等の整備を行うものとする。

(ア) 自然エネルギー利用施設

当該漁港及び背後集落において、漁業者等が共同で利用する施設等に自然エネルギーを利用して発電された電

力を供給し漁業地域の省エネルギー化、温暖化対策、循環型社会の構築等を図るために必要な第4の2に掲げる施設を整備する事業とする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。

（イ）地域資源活用施設

当該漁港及び背後集落において、地域資源の付加価値創造を促進し、地域活力の向上を図るために必要な第4の2に掲げる施設を整備する事業とする。

（2）防災対策

漁港や漁村における、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援することにより、災害に強い漁業地域づくりの実現を図るため、第4の3に掲げる施設を整備する事業とする。

（3）（1）及び（2）のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、（1）及び（2）の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行うものとする。

2 機能向上対策関係

（1）機能向上対策における対象施設、実施要件については次のとおりとする。

ア ハード事業

タイプ	施設区分		対象施設	実施要件
浜 の 活 動 環 境 整 備 支 援 タ イ プ	機 能 向 上 対 策 の 整 備	利用向上 施設	① 放置艇収容施設	・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。
			i 簡易な係留施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮棧橋、棧橋等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
			ii 陸上保管・上下架施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。
			iii 突堤	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
			iv 廃船処理経費	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費とする。
			v 船舶等放置対策設備	・漁港漁場整備法に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
			② 船舶離発着施設	・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（休憩所、便所等）、浮棧橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設

			備で当該施設を構成するのに必要なものとする。
環境改善 施設	① 岸壁等の軽労化施設	・浮栈橋及びベルトコンベア、クレーン、防舷材、滑り材（船揚場）、車止め等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	
	② 安全管理施設	・防波堤等の安全管理のための施設として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風・防雪設備、階段、はしご、防護柵、排水溝及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	
	③ 航路・泊地の安全対策	・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂（除砂設備、除砂船、除砂に要する経費）を交付の対象とする。ただし、除砂を行う場合、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね５年に１回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。 (ア)漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港 (イ)当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港又は突発的な要因により埋没が見られる漁港	
	④ オイルフェンス等保管施設	・オイルフェンス、水域管理に必要な設備及びこれらの保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	
	⑤ 洗浄施設	・漁具、漁箱等を洗浄するために必要なものとする。	
	⑥ 汚水処理施設	・漁港施設からの汚水を処理するために必要なものとする。	
	⑦ ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	・漁港漁場整備法第３条第２号のイに掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	
機能改善 施設	① 漁港機能改善施設	・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。	
	i 防波堤、護岸等の外郭施設	・漁港漁場整備法第３条第１号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。	
	ii 岸壁、船揚場等の係留施設	・漁港漁場整備法第３条第１号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれら	

浜 の 活 力 再 生 プ ラ ン 推 進 タ イ プ					に附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・岸壁、物揚場、栈橋、浮棧橋等には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵若しくは排水溝に附帯する沈砂地又はスクリーンを設置することができる。 ・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。
				iii 臨港道路等の輸送施設	・漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 ・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。
				iv 漁港施設用地の舗装等	・漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象とする。
				② 漁場機能改善施設	・次に掲げる施設の既存施設について、漁場の増産効果の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。
				i 魚礁	・主として魚類の蛸集、発生、及び生育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物（コンクリートブロック等）の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
				ii 増殖場	・海域及びこれに接続する陸地において有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟（干潟及び区画施設）の造成）、消波施設等（消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤）の設置、海水交流施設（導流堤、水路等）の設置、中間育成施設の設置及び用地（中間育成施設設置用、作業路等）の造成並びにこれらに関連する施設（ポンプ小屋等簡易な附属施設）の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
				iii 養殖場	・海域及びこれに接続する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等（消波堤、潜堤、浮消波堤及び防水堤）の設置、区画施

				設の設置、海水交流施設（導流堤、水門、水路、導水トンネル等）の設置、底質改善（作れい、しゅんせつ、客土、耕うん等）及び用地（養殖施設用）の造成並びにこれらに関連する施設の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
付 加 価 値 創 造 型 漁 業 地 域 づ く り の た め の 整 備	自然エネルギー利用施設	① 自然エネルギー利用施設		・漁港施設及び共同利用施設並びに漁業集落環境施設へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
	地域資源活用施設	① 海業支援施設		・漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設（地域が一体となって訪問者の増加を図る取組が行われ、かつ、施設整備により漁業所得の向上が明確に見込まれる地域における整備に限る。）等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設的全取扱量のうち概ね2分の1以上が地域水産物であることとする。
		② 深層水等利活用施設		・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものを併せて整備することができる。
浜の活動環境整備支援タイプ		③ 文化的景観施設		・漁業や漁村に特有の伝統文化や景観を後世に伝承していくことを目的として、漁村特有の歴史的建造物の保全・修復に資する景観保全施設及び歴史・文化伝承施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・また、当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、上記の①地域水産物普及施設として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する設備を交付の対象とする。
本体施設に同じ		上記の附帯施設		—

イ ソフト事業

タイプ	施設区分		対象施設	実施要件
浜の活力再生プラン推進タイプ	付加価値創造型漁業地域づくりのための整備	地域資源活用施設	地域資源活用推進事業	①海業支援施設等の効果を促進し、かつ継続的なものとするための情報発信等及びこれに係る調査等 ②海業支援施設等の活用により地域の活性化を図る地域人材の育成等及びこれに係る調査等

(2) 附帯事業

上記(1)のアの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動等を行う事業とする。

(3) 浜の活力再生プランへの位置付け

(1)におけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあつては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

なお、(2)の附帯事業については、本体施設のタイプ欄に準じるものとする。

(4) 交付率

本メニューにおける交付率は、次に定める場合を除き、定額(1/2以内)とする。

沖縄にあつては、定額(2/3以内)とする。

(5) 事業費に関する取扱い

ア ハード事業

(1)のアの事業については、下限事業費は、都道府県が事業実施主体の場合は1,500万円、市町村等が事業実施主体の場合は500万円とする。ただし、既存施設の改良及び再生については、事業実施主体にかかわらず500万円とする。

イ ソフト事業

(1)のイの事業については、1地区当たり原則的に国庫交付金額1,000万円を上限とする。

(6) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体とする。

(イ) 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備の受益対象者及び受益戸数

1の(1)のイ付加価値創造型漁業地域づくりのための整備における受益者及び受益戸数に係る要件は、次のア及びイのとおりとする。

a 受益対象者

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者とする。

b 受益戸数

受益戸数は原則として5戸以上とする。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合は3戸以上とする。

(ウ) 事業実施地域

a 漁港漁場の高度利用のための整備

原則として、漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及び同法の漁港漁場整備事業で整備した漁場施設とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

b 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

原則として、漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、付加価値創造型漁業地域づくりのための整備を行うために必要な各施設を、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。また、深層水等利活用施設整備を港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。

c a及びbの附帯事業

a及びbの整備に係る地域を事業実施地域とする。ただし、本附帯事業を当該地域以外の地域において実施することが適当であると認められる場合には、この限りでない。

(エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

(オ) 積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

(キ) 交付の対象とならない施設

個人施設、目的外使用のおそれがあるもの又は事業効果の少ないものは、交付の対象としないものとする。また、消耗的な資材費、用地買収費及び借地料は、交付の対象としない。

(ク) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(ケ) 木材利用の促進

施設等の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。

(コ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(サ) 施設撤去費

施設撤去費は原則として交付対象外とする。

(シ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(ス) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

(セ) 他の事業計画との整合

漁港漁場の高度利用のための整備に当たっては、漁港漁場整備法第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合性を十分に図るものとする。

イ 施設の更新、増設及び併設の取扱い

既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合であって、次の要件に合致するものについては、施設の更新、増設又は併設に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

(ア) 更新

施設の更新は次のa又はbの場合に限り交付の対象とする。ただし、対象施設は、(1)の漁港漁場の高度利用のための整備のうちの利用向上施設、環境改善施設（除砂に要する経費を除く。）及び機能改善施設（漁場機能改善施設を除く。）のみとする。

a 既存の施設と同目的の施設を、既存施設の法定耐用年数が過ぎた後に、当該施設の機能の維持、向上等を図るため、施設の全部又は一部を再整備する場合

なお、既存施設の取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない（(イ)及び(ウ)において同じ。）。

b 法定耐用年数に満たない場合であっても、施設の再生を図ることが耐用年数当たりの整備費を法定耐用年数後に新設するよりも安価に抑えられる場合

(イ) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は、離れた位置に設置するものとし、連節による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(7) 附帯事務費

当該事業の指導監督に必要な都道府県の附帯事務費及び市町村の附帯事務費に係る事務の取扱いは、次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

(ア) 交付金等交付申請に関する事務

(イ) 当該事業実施に関する事務

- a 事業の実施設計
- b 工事等の契約等
- c 工事の施工管理

d 事業計画の変更等

(ウ) 当該事業の完了に関する事務

(エ) 当該事業の繰越に関する事務

(オ) その他当該事業の実施に必要な事務

イ 附帯事務費の内容等

(ア) 経費の内容は間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。

(イ) 都道府県附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の1.0%を上限として算定する。

(ウ) 市町村附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の0.4%を上限として算定する。

3 防災対策関係

(1) 防災対策における対象施設及び事業内容については、次のとおりとする。

ア ハード事業

タイプ	対象施設	事業内容
浜 の 活 動 環 境 整 備 支 援 タ イ プ	① 津波漂流防止施設	・津波、高潮時の異常気象発生時において漁船等の漂流による漁港施設、集落内の各施設、集落住民等への被害を防止するために必要な漂流防止壁・柵等及びこれらの附属設備の整備
	② 避難施設	・災害発生時又は災害のおそれがある場合において、集落住民等が安全で円滑に避難をするための避難施設、避難路、避難階段、手すり、避難誘導標識、避難誘導灯等及びこれらの附属設備の整備。 なお、避難施設に限り、下部スペース等を有効に活用するために必要な環境整備を可能とする。
	③ 異常気象情報観測施設	・異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置及びこれらの附属設備の整備
	④ 異常気象監視施設	・異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備
	⑤ 防災情報伝達施設	・災害発生時又は災害のおそれがある場合に、集落住民等への早期の災害情報の伝達及び避難指示等に必要な防災無線、安全情報電光掲示板、情報基盤施設等及びこれらの附属設備の整備。 なお、情報基盤施設とは、災害情報の収集・整理・提供に必要なシステム、集中制御装置、光ファイバー等の伝送施設、漁業関係機関等公的機関の情報受発信装置及び他の情報基盤への接続に必要な施設とする。
	⑥ 災害時援助施設	・災害発生時又は災害のおそれがある場合に必要となる、安全が確保された避難所、緊急物資保管庫等及びこれらの附属設備の整備
	⑦ 緊急時物資等輸送施設	・災害発生時における緊急物資や住民等の輸送のために必要な、陸路・海路・空路を確保するための簡易な施設等及びこれらの附属設備の整備
	⑧ 非常用電源施設	・災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備の整備
	⑨ 既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化	・既存の共同利用施設の耐震化及び共同利用施設（給油施設及び電源設備に限る。）の耐浪化（移設を含む。）
	上記の附帯施設	－

イ ソフト事業

タイプ	対象施設	事業内容
浜の 活動 環境 整備 支援 タイ プ	防災対策推進事業	①津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル及び避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費（浸水想定区域調査、耐震調査及び避難路調査等） ②研修等の啓発活動、当該地区の防災対策の検討に係る関係者協議等、当該地区の自主的な防災・減災への取組に係る経費 ③既存の共同利用施設の耐震診断 ④その他事業目的達成のために（１）施設整備事業と一体となってその効果を増大させるため実施する必要があると認められるもの

（２）交付率

本目標における交付率は、以下のアからウまでに定める場合を除き、定額（１／２以内）とする。

ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については定額（２／３以内）とする。

イ アに該当しない場合で、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの地域（以下３において「離島」という。）にあつては、定額（5.5／10）とする。

（ア）離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（イ）奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島

（ウ）小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定する小笠原諸島

ウ アに該当しない場合で、かつ沖縄にあつては、定額（２／３以内）とする。

（３）実施基準

ア 一般的基準

（ア）事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、水産業協同組合（水産業協同組合法第２条に規定する水産業協同組合をいう。）とする。

（イ）受益対象者

次に掲げる者を受益対象者とする。

- a 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者
- b 本事業を実施しようとする地区に居住する者
- c 本事業を実施しようとする地区への来訪者

（ウ）事業実施地域

次に掲げるいずれかの要件を満たす集落を対象とする。

ただし、ハード事業及びソフト事業の事業内容④を実施する場合には、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成７年４月１日付け７水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。

また、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

- a 漁港漁場整備法に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落
- b 漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落

(エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

(オ) 施設の規模等

(イ) に掲げる受益対象者の数、事業実施地区の面積、関係自治体の定める災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画等を勘案した上で計画するものとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

(キ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ク) 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費等の経費は、交付の対象としない。

(ケ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(コ) 施設撤去費

施設撤去費は、原則として交付対象外とする（移設に係るものは除く。）。

(サ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(シ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

(イ) 併設

既存の施設（地方公共団体が指定する「津波避難ビル等」を含む。）に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備を同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を同時に合一して行うものとし、施設の目的及び利用を阻害しない場合であって、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、当該施設の利用状況が適切である別表 1 の施設であって、新築と比べて整備費の節減が図られる場合に限り交付の対象とする。

a 新築と比べて整備費の節減が図られること。

b 当該施設の利用状況が適切であること。

(オ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、別表 1 の施設であって、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、補助金の交付を受けた都道府県又は市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

オ 事業費に関する取扱い

(ア) ハード事業

(1) のアの事業については、事業計画ごとの総事業費が500万円を超える場合に限り交付の対象とし、1施設当たり原則的に国庫交付金額3億円を上限とする。

(イ) ソフト事業

(1) のイの事業については、1地区当たり原則的に国庫交付金額1,000万円を上限とする。

(4) 費用・便益分析に関する扱い

本事業における対象施設については、 $B/C = 1$ とみなすことができる。ただし、施設整備により災害時の安全を確保することを想定する受益の対象者数や範囲等について明らかにすること。

(5) 附帯事務費

本メニューの指導監督に必要な都道府県及び市町村の附帯事務費の取扱いは次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

(ア) 交付申請等交付金に関する事務

(イ) 事業の実施設計等事業実施に関する事務

イ 附帯事務費の内容等

(ア) 経費の内容は、間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。

(イ) 都道府県附帯事務費は、事業費の1.7%を上限として算定する。

(ウ) 市町村附帯事務費は、事業費の0.4%を上限として算定する。

(別記 8)

1 メニューの内容

本事業の対象施設の名称、補助率及び実施要件については、別表のとおりとする。

なお、別表において離島とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (2) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- (3) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下に限るものとする。

- (ア) 都道府県
- (イ) 市町村
- (ウ) 水産業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条で定めるものをいう。以下同じ。)
- (エ) さけます類の人工ふ化放流事業を行う団体

イ 受益対象者

事業の受益対象者は、事業内容を位置づけた浜の活力再生広域プラン(広域浜プランの策定及び関連施策の連携について(平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知)第2の1に掲げるものをいう。以下同じ。)の地域における水産業協同組合に所属する個人(原則として会社等の被雇用者を除く。)又は法人のうち、事業の実施により直接的に便益を享受する者であって、次の(ア)又は(イ)に該当するものとする。

ただし(イ)は、事業の対象施設が別表に掲げる「荷さばき施設」、「省エネルギー型施設機能整備」、「燃油流通効率化施設整備」、「加工処理施設」、「自然エネルギー利用施設」、「海業支援施設」、「洗浄施設」、「燃油補給施設」、「深層水等利活用施設」、「鮮度保持施設」、「水産廃棄物等処理施設」、「その他浜の活力再生広域プランで必要となる施設」及びこれらの附帯施設である場合にのみ受益対象者とすることができる。

- (ア) 漁業者
- (イ) 上記(ア)を除く、水産業の競争力強化に寄与する者

ウ 受益戸数

受益戸数の要件については、原則1事業計画ごとに原則25戸以上とする。ただし、許可隻数の制限により受益者が絞られている等特段の理由が認められる場合は10戸以上とすることができるものとする。

なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その受益戸数の総数をもって上記の受益戸数とする。ただし、個々の事業計画の受益戸数は5戸以上であること。

エ 費用対効果分析

- (ア) 事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰なものとならないよう投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について別に定める手法を用いて定量的に分析を行うものとする。
- (イ) 費用対効果については、別表に定めるとおり適切な値となっていること。
- (ウ) 別表1のB/C要件欄において、「1とみなす」とした対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件としてB/C=1とみなすことができるものとする。ただし、この場合においても、B/Cの算定を行うものとする。

オ 事業費

(ア) 事業費の上限額

1 事業計画における国費の上限額は以下の a 及び b を合算した額とする。

a 事業費（施設撤去費を除く。）

1 事業計画ごとに、原則として国費12億円を上限とする。

b 施設撤去費

1 撤去施設ごとに、原則として国費1億円を上限とする。

(イ) 事業費の下限額

1 事業計画ごとに、原則として事業費5千万円以上（施設撤去費を除く）とする。

なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その事業費の合計をもって上記の事業費とする。ただし、個々の事業計画の事業費は5百万円以上（施設撤去費を除く）であること。

(ウ) 施設撤去費

a 撤去費の基本的な考え方

競争力強化のために必要となる施設整備又は産地市場の統廃合に伴い発生する旧施設の撤去費のうち、当該整備施設と同種の施設の撤去に要するものに限り対象とし、具体的には以下のとおりとする。

(a) 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合にあっては、当該既存施設の撤去に要する費用も補助の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

(b) 既存施設の改築又は改修による施設整備の場合にあっては、当該改築又は改修により生じる既存施設の撤去費も補助の対象とする。

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第355号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）中にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

なお、この場合において、処分の承認が得られるまでの間、施設撤去費の執行をしてはならない。これに違反した場合、水産庁長官は事業計画の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

カ 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

キ 交付の対象とする施設

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間が5年以上のものであり、浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、水産業の競争力強化や産地市場の統廃合等を推進するために必要となる共同利用施設の整備に限るものとする。

ク 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、漁業活動に直接関わる漁船及び漁具、消耗的な資材費、用地買

収費、借地料及び種苗購入費等の経費は、交付の対象としない。また、資源管理及び回復の取組を阻害するおそれのある施設（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合等）は交付の対象としない。

ケ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

コ 収益性のある事業における受益者への収益配分

補助金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益対象者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は交付の対象としない。

サ 他の事業等からの切替え

自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

シ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。漁業用作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

ス 他の事業の計画との整合

個々の事業計画の策定に当たっては、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画等を考慮したものとする。

セ 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

ソ 実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、補助対象としない。また、交付決定以後において、事業実施主体が適格性を喪失したと認められる場合には、事業を中止させるものとする。

（２）施設の増設、併設、合体、改築、改修又は更新の取扱い

ア 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築、改修又は更新の場合も同様とする。

イ 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

ウ 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

エ 改築

既存の施設についてその目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加え

るものとし、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合に限り交付の対象とする。

（ア）生産規模の拡大等（以下の a から c までの要件を全て満たすものに限る。）

a ここに掲げる要件の 1 つに該当すること。

①生産規模、生産能力又は生産性の 1 割以上の増大、②施設の稼働経費の削減に伴う施設稼働に係る人件費又は労働時間の 1 割以上の削減、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化

b 新築と比べて整備費の節減が図られること。

c 当該施設の利用状況が適切であること。

（イ）施設の再生（以下の a から c までの要件を全て満たすものに限る。）

a 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって、以下の要件のいずれかを満たすもの。

（a）中核的漁業者（浜の活力再生広域プランにおける中核的漁業者の要件を満たす者をいう。）が主に利用する施設であること。

（b）水産業強化支援事業資源増養殖目標において改築を認められている施設であること。

（c）漁港及び漁村の機能を適切に発揮するために重要な施設であり、かつ、当該施設の維持管理が適切であること。

b 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

c 当該施設の利用状況が適切であること。

（ウ）施設規模の適正化（以下の a 及び b の要件を満たすものに限る。）

a 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して 5 割以上減少していること。

b 施設の効率的な利用計画を実施主体が作成し、市町村が承認していること。

オ 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、事業の対象施設で事業費の軽減が図られる場合に限り補助の対象とする。

カ 更新

施設の更新は補助の対象としない。

ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合に限り、補助の対象とすることができる。

a 漁業環境の変化等により、施設の規模等を変更する場合

なお、判断基準は、エの（ア）又は（ウ）に準じて行うものとする。

b 浜の活力再生広域プランに基づき、複数の同種施設の機能の集約化を行う場合

（３）附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器等）については、衛生管理の向上に資するものであり、かつ、本体施設内のみで使用するものに限り、補助の対象とする。

３ 融資

（１）メニュー実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

（２）都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関

係金融機関に通知する。

- (3) 都道府県知事等は、(1) に基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付要綱別記様式第1号第6に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

4 助成

- (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

ア 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

イ 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

- (2) 実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該メニューが円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

別表

番号	対象施設の名称	補助率 (沖縄県は2/3以内) (※：離島は5.5/10以内)	実施要件	主な内容	B/C 要件
1	養殖用種苗生産施設	1/2以内	—	養殖用の魚介類等をふ化、育成する施設	1以上
2	養殖施設再配置	1/2以内	持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。	持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材	1以上
3	漁獲物運搬施設	1/2以内※	年間水揚量が5,000 t 未満の地域又は水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定された地域であって離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船（離島等の条件不利地域に限定）	1以上
4	荷さばき施設	1/2以内※	市場機能を有する場合は、「産地市場再編整備計画（又は地方卸売市場整備計画）」及び「漁港における衛生管理基準について」に基づくものに限る。	水産物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）	1以上
5	省エネルギー型施設 機能整備	1/2以内※	・施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。 ・当該施設の利用状況が適切であること。	エネルギー消費量を削減するための施設の改築	1以上
6	燃油流通効率化施設 整備	1/2以内※	・都道府県域、ブロック別又は漁協系統全体における「燃油流通効率化計画」を策定し、同計画に基づくこと。 ・同計画に、燃油購買に係る事業コスト（物流費、管理費、人件費、修繕費等）の2割以上削減、燃油販売価格の引き下げ効果の予測が盛り込まれていること。	燃油効率化計画に基づく燃油施設等の建設及び増設	1以上
7	大型ノリ自動乾燥機 及び設置に必要な上 屋	1/2以内※	原則として規模が10連以上のものに限るものとする。	大型ノリ自動乾燥機及び大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋	1以上
8	漁場底質改善	1/2以内	・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制が整っていること。 ・5年後に生産量1割増加を目指すも	漁場の底質等の改善を目的として、堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆	1以上

			のに限る。	積物や雑海藻等の除去（しゅんせつ及び有害生物等の除去）	
9	つきいそ	1/2以内	・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。 ・5年後に生産量1割増加を目指すものに限る。	定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を図るための漁場の造成を目的として行われる自然石の投入等	1以上
10	放流用種苗生産施設	1/2以内	—	放流用の魚介類等をふ化、育成する施設	1以上
11	さけ・ます種苗生産等施設	1/2以内	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去3年連続して1万尾以上であること。	さけ・ますの種苗生産、中間育成、放流、そ上等に係る以下の施設 1. 産卵のため河川に遡上してきたさけ・ます親魚を捕獲するための施設、捕獲した親魚のうち成熟していない親魚を成熟するまで管理するための施設、採卵するための施設（魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池、採卵室を含む。） 2. さけ・ますの受精卵及びふ化した仔魚を管理するための施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池壁面整備を含む。） 3. さけ・ます稚魚を飼育、管理するための施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池壁面整備を含む。） 4. 種苗生産施設や中間育成施設等の給排水を行うための施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。） 5. 給餌や飼育池の清掃を自動で行うための施設（水流式、ブラシ式等） 6. 稚魚の飼育により生じる糞等を処理するための排水処理施設及び残滓処理施設（沈殿池、排水処理施設及び残滓処理施設を含む。） 7. 稚魚をいけす等に入れて海中で飼育するための施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。）	1とみなす

				む。) 8. 魚道の延長、導流堤等の魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等） 9. 取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける遡河性魚類等が上流へ遡るための通り道	
12	種苗中間育成施設	1/2以内	内水面漁業に係るものに限る。	種苗生産施設等で生産された種苗を放流等に適したサイズまで育成するための施設	1以上
13	病害汚染防止施設	1/2以内	内水面漁業に係るものに限る。	薬浴、洗浄等により魚病の伝染を防止するための施設	1以上
14	加工処理施設	1/2以内※	漁獲物の簡易な加工処理施設に限る。	水産物の加工処理施設	1 以上
15	自然エネルギー利用施設	1/2以内※	漁港施設及び共同利用施設並びに漁業集落環境施設へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の自然エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備	1 以上
16	海業支援施設	1/2以内※	漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ただし、加工作業所、地域水産物普及	漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的とした加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設	1 以上

			施設については、当該施設の全取扱量のうち3分の2以上が地域水産物であることとする。		
17	作業保管施設	1/2以内※	保管施設については、水産物の出荷前の一次処理施設を伴う場合に限る。	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設	1以上
18	海水処理施設	1/2以内※	—	漁業生産関連作業、水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設	1以上
19	船舶離発着施設	1/2以内※	・原則として漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（休憩所、便所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。	離島における水産物出荷・島外流通に必要な、フェリー・定期便等の就航・係留のための浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備（離島に限る。）	1以上
20	岸壁等の軽労化施設	1/2以内	・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備（固定式の施設に限る。）	1以上
21	洗浄施設	1/2以内※	・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・漁具、漁箱等を洗浄するために必要なものとする。	漁具、漁箱等を洗浄するために必要なもの（鮮度保持容器の洗浄施設等）	1以上
22	密漁等監視施設	1/2以内	・密漁被害があること。 ・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。 ・地方公共団体が保有する監視船は助成対象外とする。	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設や漁場監視船	1とみなす

23	燃油補給施設	1/2以内※	—	燃油補給施設(固定式のもの)	1 以上
24	深層水等利活用施設	1/2以内※	・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。また、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。 ・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。	深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備	1 以上
25	鮮度保持施設	1/2以内※	国産水産物を3分の2以上扱う施設に限る。	水産物を対象とした製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設	1以上
26	水産廃棄物等処理施設	1/2以内※	—	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設	1 と み な す
27	養殖場環境管理施設	1/2以内	養殖場の環境管理のために設置するものに限る。	海況観測装置（海上ブイ）、送受信装置等により構成される施設	1 と み な す
28	その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設	1/2以内※	所得の向上に関連する施設に限る。	機器、車、船、宿泊施設を除く。	1 以上
29	上記の附帯施設	本体施設に同	—	本体施設と一体的に整備し、本体施	—

		じ		設の機能を補完するもの。	
--	--	---	--	--------------	--

(別記様式第 1 号)

番 号

年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事 印

〇〇県における特認離島の認定について（通知）

このことについて、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2630 号水産庁長官通知）の第 2 の 1 の（1）のウに基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 認定対象地域
- 2 認定理由

(別記様式第2号)

〇〇市(町村)離島漁業集落活動促進計画

平成〇〇年〇月〇日策定

(記載例)

※ 本様式はあくまで記載例であり、これを参考として各市町村で作成するものとする。なお、()内は注意事項である。

1 趣旨

湧昇流に恵まれ、自然海岸や藻場が広がる〇〇市(町村)の海域は、良好な自然環境を有しており、〇〇市(町村)の漁業者にとって貴重な漁場であり、これまで、〇〇市(町村)の漁業者がこれらの海域環境を適切に管理することにより、これを保全するとともに周辺水域の有効利用を図ってきた。しかしながら、漁業が基幹産業である〇〇市(町村)においても、漁業者の減少や高齢化が進んでおり、このまま放置すれば、〇〇市(町村)の漁業は一層衰退し、〇〇市(町村)の水産業・漁村が失われていく懸念がある。

このため、〇〇市(町村)は、漁業の基盤となる漁場の保全や利用に関する集落での話し合いを通じて 漁業の再生のための取組の決定や新技術・漁法の導入等に取り組める環境を整えるとともに、種苗放流で地先資源の増大を継続的に実施することや新規漁業就業者の確保・定着を図る必要があることから、その取組の継続を下支えするために離島漁業再生支援交付金(以下「交付金」という。)を実施するものとする。

このような効果が期待される交付金を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、本計画においては、地域の漁業の振興方向、集落協定の共通事項等について定めるものとする。

2 対象地域、対象漁業集落及び海岸線延長並びに地域の漁業の現状

(1) 対象とする地域(一般離島、特認離島、平水区域内外、航路距離の記載を行う。)

対象地域は、別紙のとおりとする。

(2) 対象漁業集落及び海岸線延長

対象漁業集落及び海岸線延長は、別紙のとおりとする。

(3) 地域の漁業の現状

地域の漁業の現状は別紙のとおりとする。

3 漁業の振興方向に関する目標

将来における持続的な漁業再生活動を可能とするため、現状と5年後の漁業の振興方向に関する目標を定め、これらの目標の達成のための施策を講じるとともに、集落協定においては、

以下の目標の中から集落で取り組む事項を選択させる。

(1) 地域の漁業の振興方向に関する目標

(例)

(2) ～ (6) を行うことにより、地域の漁業を活性化し、平均漁業所得を向上させ、漁業就業者数を維持させる。

	平成 27 年 4 月 現在	平成 32 年 4 月 目標
平均漁業所得	〇〇〇円	〇〇〇円
漁業就業者数	〇〇人	〇〇人

(注) 本目標については、平均漁業所得を基本とし、漁業の振興方向に関する目標や取組内容に応じ、集落人口、漁業世帯数、漁業経営体数、漁業就業者数、主業的漁家数、漁業生産量のべ操業日数、漁業生産額、漁場管理活動の回数の維持等定量的な指標を複数選定することとする。

(2) 漁場利用に関する事項

(目標)

漁場における操業ルールの見直し。

(取組)

地域の労働力を勘案し、一本釣り、刺し網漁業と採貝・採藻漁業の高齢化は無視できない状況にあることから、相互の連携を強化するとともに、操業ルールの見直しにより漁場利用の合理化を図る。

(3) 離島漁業再生支援交付金に関する事項

ア 漁場の生産力の向上に関する事項

(ア) 種苗放流

(目標)

種苗放流尾数をマダイについて〇〇尾（H27年度）から〇〇尾（H31年度）に増大、アサリについて〇〇個（H27年度）から〇〇個（H31年度）まで増大。

(取組)

地域全体で、マダイの種苗放流を実施。D集落においては、アサリの放流を実施。

(イ) 漁場の管理・改善

(目標)

漁場の害敵生物を〇〇匹／ m^2 (H 2 7 年度) から〇〇匹／ m^2 (H 3 1 年度) に減少。

(取組)

漁場の回復のため、ヒトデの駆除、ウニの移植を実施。

(ウ) 産卵場・育成場の整備

(目標)

人工イカ産卵礁(柴)を〇〇箇所毎年設置。

(取組)

イカ資源の保護育成を行うため、B集落において、人工イカ産卵礁を設置。

イ 漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項

(目標)

販売魚価を平均〇〇〇円／ kg (H 2 7 年度) から〇〇〇円／ kg (H 3 1 年度) に向
上させる。

(取組)

流通経路の削減や出荷作業の軽減を図るため、集落毎に出荷時間を合わせた共同出荷に
取り組む。朝市への共同販売、観光や学校給食との連携により、地産地消の取り組みを
進めることで、地元消費に根ざした漁業を目指す。

(4) 離島漁業新規就業者特別対策交付金に関する事項

(目標)

新規就業者を〇〇名迎え入れる。

(取組)

リース向け漁船の建造等のための〇〇事業(県単独事業)と新規就業者特別対策交付金
を連携させ、漁業就業者の増大を目指す。

(5) 特定有人国境離島漁村支援交付金に関する事項

(目標)

〇〇漁業集落において〇〇名の新たな雇用を創出する。

(取組)

特定有人国境離島漁村支援交付金により、〇〇漁業集落が、雇用を創出を支援する取組と
して〇〇の事業に取り組むとともに、雇用の創出を円滑に行うための環境整備として〇〇を
行うことで、集落内における新たな雇用の創出と定着を目指す。

(6) その他

(目標)

水産物加工の強化により付加価値向上や雇用の確保。

(取組)

〇〇漁協の△△加工場の稼働率向上を図り、イカの加工を強化する。

4 集落協定の共通事項

集落は以下の（１）から（４）について集落協定に定める。

（１）集落としての目標

平均漁業所得及び漁業就業者数の推移（注：３の（１）に定める目標を記載）に関する集落としての目標を定める。

（２）漁業の再生に関する話合い等に関する事項

漁場利用に関する話合い等（３）又は（４）に関連して集落が行う協議等について記載する。

（３）漁場の生産力の向上に関する取組に関する事項

漁場の生産力を向上させるために、具体的に取り組む事項について記載する。なお、毎年一つ以上の取組を選択して行うこととする。

（４）漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項

離島漁業を再生させるための漁業の再生に関する実践的な取組について記載する。なお、毎年一つ以上の取組を選択して行うこととする。

5 集落相互間の連携

対象行為を円滑に実施するとともに、集落活動の成果をより効果的なものとするため、〇〇により、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

6 関係機関との連携

〇〇市（町村）及び対象漁業集落は、漁業再生活動を実施するにあたって、関係地方公共団体、海上保安部、漁業協同組合その他関係機関と連携しつつ行うものとする。〇〇市（町村）の連絡体制は別紙のとおりとする。

7 交付金の使用方法

〇〇市（町村）の交付金の使用方法については、次のとおり本市（町村）のガイドラインを定めることとしたので、各対象漁業集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

（１）〇〇市（町村）は、交付金を対象漁業集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次の（２）に対して支出する。

（２）対象行為を実施するために要する経費

集落担当者への報酬や漁業協同組合への事務委託費に係る費用については、必要最小限の額に留めること。

- ① 対象漁業集落が②から④の取組を実施するための話し合い及び交付金の管理事務に要する経費
- ② 離島漁業再生支援交付金に関する取組に要する経費
- ③ 離島漁業新規就業者特別対策交付金に関する取組に要する経費
- ④ 特定有人国境離島漁村支援交付金に関する取組に要する経費
- ⑤ その他雑費として市町村長が特に認める経費

8 集落協定の認定期限

〇〇市（町村）は〇月〇日まで当該年度の集落協定の申請を受け付け、△月△日（申請期限の1ヵ月後）までに認定を行う。認定した場合には、その旨、集落協定の代表者に通知する。

9 実施状況等の公表

〇〇市（町村）は毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、地域の漁業の方向に関する目標、漁場の生産力の向上の取組、漁業の再生に関する実践的な取組、新規就業者の確保等の取組状況等交付金の実施状況等を公表する。

10 その他必要な事項

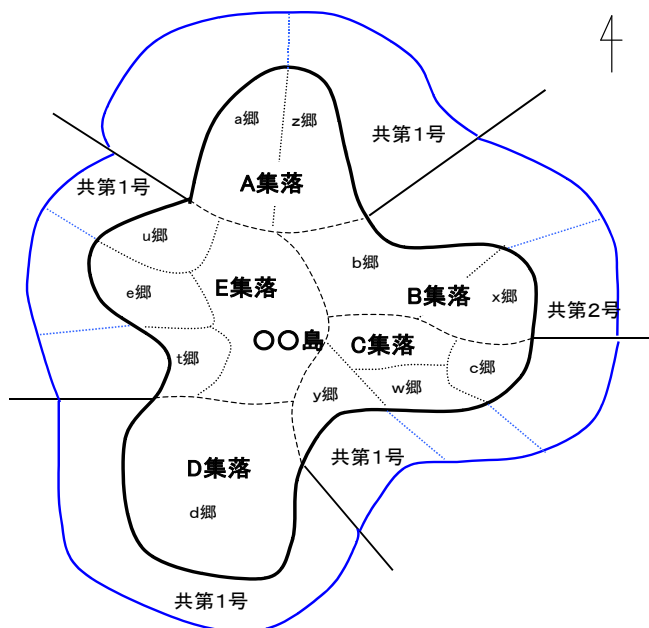
対象漁業集落は、集落協定に定められている事項の実施状況について〇月〇日までに報告するものとする。

※ 交付金事業等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める第1から第9まで以外の事項について記載する。

(別 紙)

1. 対象とする区域 (〇〇市：〇〇島 (一般離島：平水区域外、航路距離〇〇km))

(促進計画の2の(1))



2. 対象漁業集落、構成漁業集落及び海岸線延長 (促進計画の2の(2))

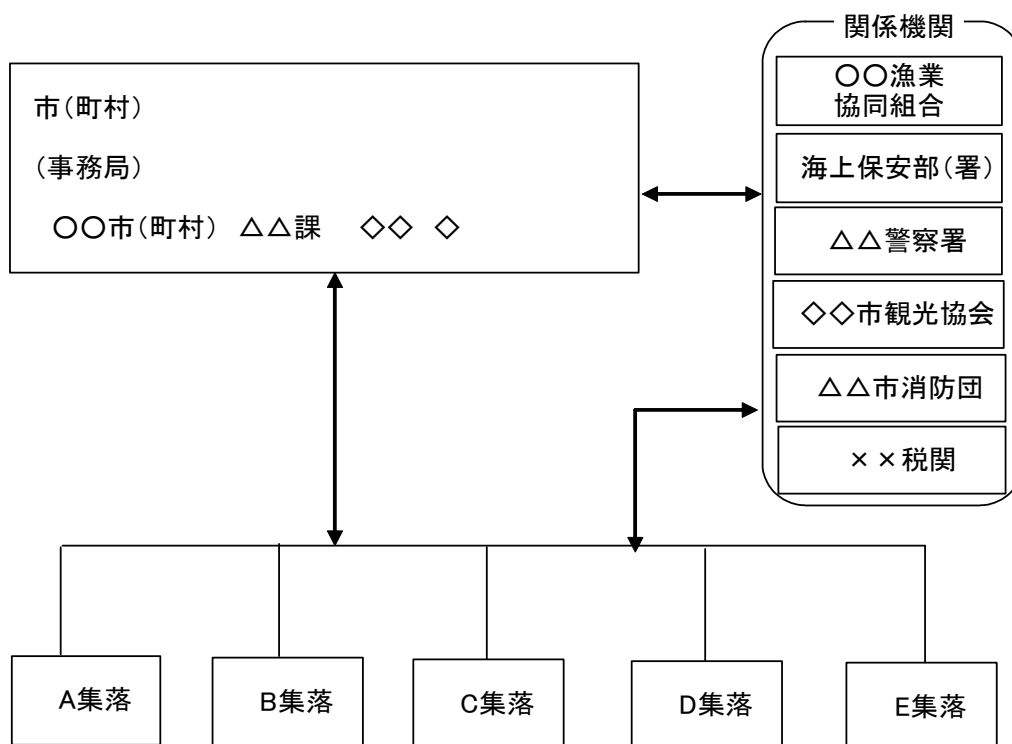
対象漁業集落名	構成漁業集落名	海岸線延長
A 対象漁業集落	a 漁業集落・z 漁業集落	〇. 〇 km
B 対象漁業集落	b 漁業集落・x 漁業集落	〇. 〇 km
C 対象漁業集落	c 漁業集落・y 漁業集落・w 漁業集落	〇. 〇 km
D 対象漁業集落	d 漁業集落	〇. 〇 km
E 対象漁業集落	e 漁業集落・t 漁業集落・u 漁業集落	〇. 〇 km

(注) 構成漁業集落は、対象漁業集落に参加する個別の漁業集落を指す。

3. 地域の漁業の現状（促進計画の2の（3））

漁業種類	漁家数	水揚量（トン）	生産額
定置網漁業	○	△	○
一本釣	○	△	○
刺網	○	△	○
魚類養殖	○	△	○
タコ漁業	○	△	○
採貝	○	△	○
採藻	○	△	○
地曳網	○	△	○
加工事業	—		○

4. 連絡体制（促進計画の6）



(別記様式第3号)

〇〇漁業集落規約

(記載例)

※ 本様式はあくまで記載例であり、これを参考として各市町村で作成するものとする。

(名称)

第1条 本会は、〇〇地区漁業集落（以下「集落」という。）と称する。

(区域)

第2条 集落の区域は、〇〇県〇〇町〇〇郷及び〇〇郷とする。

(目的)

第3条 集落は、構成員が行っている従来の漁業に加え、種苗放流等の漁場の生産力の向上に関する取組を適切に行い、新たに〇〇養殖業に共同で取り組むとともに、朝市・インターネット等による販路拡大や新規就業者に対する漁船等の貸借、漁業集落内の〇〇の水産加工に関する事業拡大による雇用の創出を行うことにより、漁業所得の向上による集落の活性化、新規就業者の確保及び集落の産業振興を目的とする。

(構成員)

第4条 集落の構成員は、当該地区の漁業再生活動の趣旨に賛同し、恒常的に当該活動に参加を希望する者とし、加入単位は世帯とする。

(役員)

第5条 集落に、代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、監査役1名を置くこととし、代表、主任及び監査役は総会において選出する。副代表、書記及び会計は代表が指名する。

- 2 代表は、この集落を代表し、集落の業務を統括する。
- 3 副代表は、代表が欠席等の際の代表代行として、集落を代表する。
- 4 書記は、集落の業務の事務等を行う。
- 5 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 6 主任は、責任者として事業の管理運営を行う。
- 7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

(総会)

第6条 集落の総会は、必要に応じ代表が招集する。

- 2 集落の総会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 総会の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の全会一致により決定するものとする。
- 4 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第7条 集落の目的を達成するため、総会には次の事項を付議するものとする。

- 1 集落の組織運営に関すること。
- 2 施設及び機器等の設置並びに管理運営に関すること。
- 3 事業経費の出資及び出資に対する利益の配分に関すること。
- 4 漁場の生産力の向上と利用に関する話合いに関すること。
- 5 種苗放流等の漁場の生産力の向上の取組に関すること。
- 6 〇〇等の漁業の再生に関する実践的な取組に関すること。

- 7 新規就業者の確保の取組に関すること。
- 8 雇用創出活動の取組に関すること。
- 9 その他集落の目標達成のために必要であること。

(経費)

第8条 漁業再生活動に要する経費は、〇〇町より交付される離島漁業再生支援交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 新規就業者の確保に要する経費は、〇〇町より交付される離島漁業新規就業者特別対策交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

3 雇用創出活動に要する経費は、〇〇町より交付される特定有人国境離島漁村支援交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度及び会計年度)

第9条 漁業集落の取組の事業年度及び会計年度は、毎年度4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第10条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第11条 会計経理のため、次の第1項から第5項の書類を第8条の第1項から第3項までの交付金ごとに作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

- 1 活動日誌
- 2 金銭出納簿
- 3 減価償却資産をリースによらず購入した理由書
- 4 財産管理台帳、管理利用計画書及び50万円以上の減価償却資産購入に係る市町村との協議書等
- 5 領収書等交付金の収入・支出を証明する書類

(雑則)

第12条 この規約で定めるものの他、必要な事項についてはその都度協議するものとする。

附則

この〇〇漁業集落規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(別記様式第4号)

〇〇地区集落協定(案)

〇〇市(町村) 〇〇地区

認定: 年 月 日

変更: 年 月 日

変更: 年 月 日

※本様式はあくまで記入例であり、これを参考にして各対象漁業集落で集落協定を作成するものとする。

(記入例)

第1 本協定の趣旨

本集落協定は、以下の地域を対象として、構成員が漁場の生産力の向上に関する取組、漁業の再生に関する実践的な取組、新規就業者の確保及び集落内の産業の振興と雇用の創出活動を行うことにより、地域の活性化を図るとともに、対象漁業集落の漁業再生が図られるよう、構成員が一致協力して今後5年間に取り組むべき事項について定める。

第2 集落協定における役員及び構成員

役職名	漁業集落	氏名
代表	〇〇〇〇	〇〇 〇〇
書記	〇〇〇〇	〇〇 〇〇
会計	〇〇〇〇	〇〇 〇〇

協定対象漁業世帯数: 〇〇世帯

構成員の氏名及び住所については、別紙の1のとおり

第3 計画期間 平成27年〇月〇日～平成32年〇月〇日

第4 対象漁業集落の範囲、海岸線延長及び操業海域

別紙の2のとおり

対象漁業集落の範囲	A郷、B郷の地先 (字Cと字Aの境界点と字Bと字Dの境界点の間)
-----------	-------------------------------------

海岸線延長	〇〇. 〇Km (〇〇から〇〇までの海岸線)
操業海域	集落の海岸線から沖だし5000mまでの海域

※本表は別紙海図により海域の特定が十分になされていれば、省略することができる。

第5 対象漁業集落の目標

項目	現状	目標

※項目については、促進計画に明示された目標ごとに記述

第6 今後の方向

- これまで主体であった一本釣、刺網、定置網漁業に加え、新たに採貝藻漁業の規模を拡大し、これらを組み合わせた漁業の展開を図る。
- これまで、A郷とB郷で別々に行ってきた漁場を共同で利用し、監視活動、保全活動も共同で実施する。
- 若手グループによるB郷で実施しているブリの曲建網への取組について、必要な漁場の利用調整を行い、新規漁業としての定着を図る。
- 新規就業者確保の取組として、集落全体で新規就業者の操業や集落内での生活に対する支援を行うとともに、漁船の賃貸を行い新規就業者の定着を図る。
- A郷における水産加工場の事業拡大について漁業集落で支援を行い、産業の振興を図るとともに、被支援者及び従業員の定着を図る

第7 基本交付金のうち漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項（毎年一つ以上実施）

1 取組内容

項目	具体的な取組内容
(1) 種苗放流	
(2) 漁場の管理・改善	
(3) 産卵場・育成場の整備	
(4) 漁場監視	
(5) その他 ()	

2 年次計画

	1年目 (H〇年)	2年目 (H〇年)	3年目 (H〇年)	4年目 (H〇年)	5年目 (H〇年)
上記項目別に記載					

第8 基本交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項（毎年一つ以上実施）

1 取組内容

項目	具体的な取組内容
(1) 新たな漁具・漁法の導入	
(2) 新規漁業の着業	
(3) 流通体制の改善	
(4) 販路拡大	
(5) その他	

2 年次計画

	1年目 (H○年)	2年目 (H○年)	3年目 (H○年)	4年目 (H○年)	5年目 (H○年)
上記項目別に記載					

第9 離島漁業新規就業者特別対策交付金に関する事項

1 漁船等のリース方法

具体的な取組内容
(記載例) ・○○対象漁業集落は、新規就業者に対し漁船を賃貸借（使用貸借）契約に基づき貸し付ける。 ・なお、新規就業者に貸し付ける漁船は、○○対象漁業集落が○○漁業協同組合から賃貸借（使用貸借）する。

2 新規就業者に対して対象漁業集落が実施する支援内容（2つ以上記載）

(記載例) ・対象漁業集落の漁業者は、新規就業者に対して漁業に関する指導を行う。 ・対象漁業集落の構成員は、新規就業者の住居の斡旋を行う。 ・対象漁業集落の構成員は、新規就業者からの集落内での生活や操業に関する相談等にその都度応じ、集落内への定着を支援する。
--

3 年次計画

年 度	1 年 目 (H○年)	2 年 目 (H○年)	3 年 目 (H○年)	4 年 目 (H○年)	5 年 目 (H○年)
・ 漁船等のリース ・ 集落の支援					

第 10 特定有人国境離島漁村支援交付金に関する事項

1 雇用創出活動を支援する漁業集落の代表者及び構成員

別紙の 1 のとおり

2 雇用創出活動を支援する漁業集落の範囲

別紙の 3 のとおり

3 雇用創出活動の取組内容

(1) 雇用を創出するための取組

a 集落が支援する起業又は事業拡大の内容

(記載例) ・ 本集落においては、〇〇漁業協同組合と協力して水産加工業及び〇〇養殖を集落内に誘致していく。

漁業集落名	被支援者の氏名	現在の職業 又は業種	具体的な取組内容	雇用計画

b 被支援者に対する漁業集落の支援内容（2 つ以上記載）

(記載例) ・ 漁業集落の漁業者は、水産加工業を営む被支援者に対して、新鮮な水産物の安定供給や低・未利用魚の安価な供給を行う。 ・ 漁業集落の構成員は、被支援者の営む直販施設の経営が安定するよう、島内への観光客等に対して積極的な宣伝を行う。 ・ 漁業集落の構成員は、被支援者からの集落内での生活や事業に関する相談等にその都度
--

応じ、集落内への定着を支援する。

c 年次計画

	1 年目 (H○年)	2 年目 (H○年)	3 年目 (H○年)	4 年目 (H○年)	5 年目 (H○年)
漁業集落名					

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

a 集落の行う環境整備の内容

漁業集落名	具体的な取組内容

b 年次計画

	1 年目 (H○年)	2 年目 (H○年)	3 年目 (H○年)	4 年目 (H○年)	5 年目 (H○年)
漁業集落名					

第 1 1 連絡体制

(対象漁業集落代表者氏名) (連絡先)

(対象漁業集落副代表者氏名) (連絡先)

(雇用創出活動を支援する漁業集落の代表者氏名) (連絡先)

(雇用創出活動を行う者(被支援者)の氏名) (連絡先)

第 1 2 その他必要な事項

対象漁業集落の実情に応じて、集落協定に盛り込むことが適当と判断した事項を記載する。

(別紙)

1 構成員リスト（協定の第2）

A 漁業集落

役職名	氏名	年齢	住所	職業	漁業種類	漁業 経営者	漁業 従事者	65才未満 である 漁業者	確認印
代表者	〇〇〇	〇〇歳	〇〇市 A 郷△△	漁業	一本釣	○		○	
	〇〇〇	〇〇歳	〇〇市 A 郷××	漁業	定置		○		
	〇〇〇	〇〇歳	〇〇市 A 郷□□	漁業	刺網、 採貝藻	○		○	
	〇〇〇	〇〇歳	〇〇市 A 郷◇◇	加工場 経営					

B 漁業集落

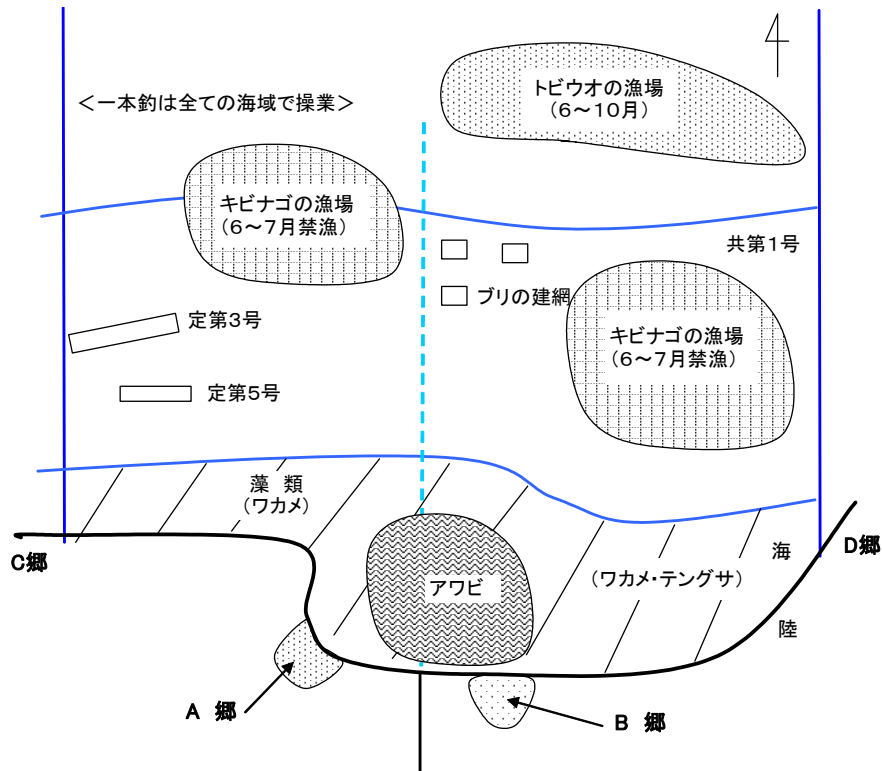
役職名	氏名	年齢	住所	職業	漁業種類	漁業 経営者	漁業 従事者	65才未満 である 漁業者	確認印
代表	〇〇〇	〇〇歳	〇〇市 B 郷△△	漁業	一本釣	○		○	
会計	〇〇〇	〇〇歳	〇〇市 B 郷××	漁業	定置		○		

注1：協定対象漁業世帯数は、集落協定締結時又は集落協定変更時の世帯数で市町村が認めたものを記載する

2：本協定の内容に同意し協定に参加する意思を表明した世帯の代表者を記載し、必ず本人の確認印をとる

3：役職名の欄には、当該集落の代表等の役職名を記載する。

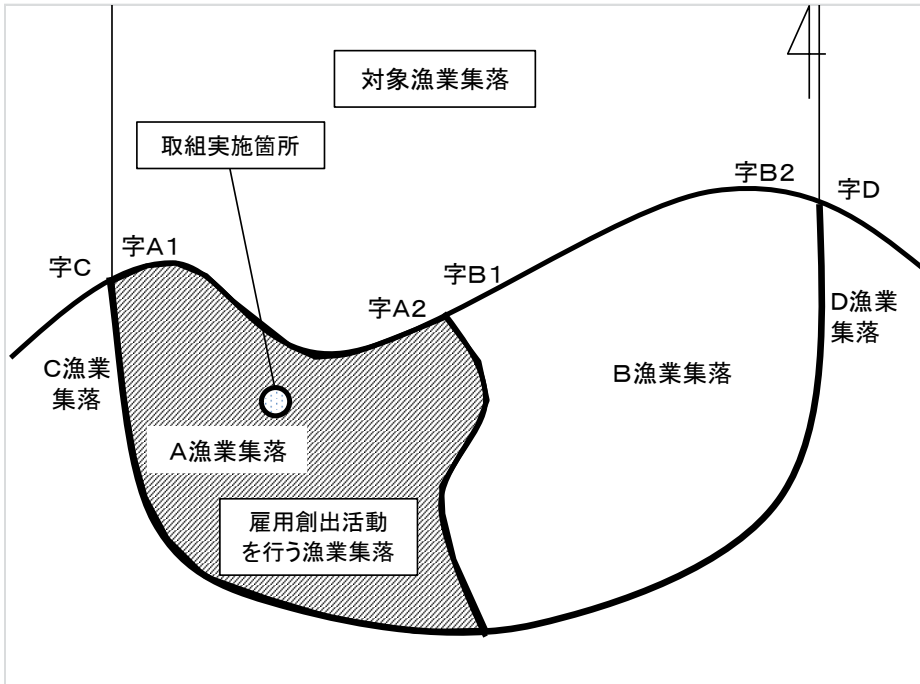
2 漁業集落の地区及び対象とする海域（協定の第4、第6）



3 雇用創出活動の取組を行う漁業集落の範囲

漁業集落名：A郷漁業集落

範囲：A郷地先



(注) 適宜、上記のような絵図又は地図で漁業集落の場所を示す。

(別記様式第5号)

漁業所得調書

氏 名
住 所
電話番号

漁業世帯における漁業就業者一人あたりの漁業所得

漁業所得①	漁業就業者数②	①／②

注：漁業所得調書には、漁業所得額を証明する書類を添付する。